

# 平成19年第5回防府市議会定例会会議録（その3）

平成19年12月11日（火曜日）

## 議事日程

平成19年12月11日（火曜日）

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

## 出席議員（28名）

1番	原 田 洋 介 君	2番	藤 本 和 久 君
3番	山 根 祐 二 君	4番	斉 藤 旭 君
5番	横 田 和 雄 君	6番	弘 中 正 俊 君
7番	木 村 一 彦 君	8番	重 川 恭 年 君
9番	松 村 学 君	10番	伊 藤 央 君
11番	河 杉 憲 二 君	12番	大 村 崇 治 君
14番	山 本 久 江 君	15番	平 田 豊 民 君
17番	藤 野 文 彦 君	18番	高 砂 朋 子 君
19番	安 藤 二 郎 君	20番	今 津 誠 一 君
21番	河 村 龍 夫 君	22番	久 保 玄 爾 君
23番	山 下 和 明 君	24番	馬 野 昭 彦 君
25番	深 田 慎 治 君	26番	山 田 如 仙 君
27番	中 司 実 君	28番	田 中 健 次 君
29番	佐 鹿 博 敏 君	30番	行 重 延 昭 君

## 欠席議員（1名）

13番 三 原 昭 治 君

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	内藤和行君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	柳博之君
生活環境部長	黒宰満君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	理事	島本正輝君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	阿部勝正君	消防長	松永政己君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 中村武文君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
欠席の届け出のありました議員は、三原議員であります。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。9番、松村議員、10番、伊藤議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより早速質問に入ります。最初は12番、大村議員。

〔12番 大村 崇治君 登壇〕

12番（大村 崇治君） おはようございます。それでは、通告に従いまして質問いたしますので、よろしくお願いたします。

競輪場などにお茶などを随意契約で納入している問題で、市政運営に影響を及ぼしております。市長の親族企業が経営し、みずから役員を務めるお茶の松うらは、平成7年度か

ら競輪場の自動湯茶機のお茶及び紙コップを随意契約で納入してきており、また一般会計においても、平成17年度以降、行政改革の一環として事務の効率化、簡素化のため5万円未満についての見積り合せを省略し、その結果として役所の重立った部署において、来客用のお茶の大半を松うらが占めていることなどから、市長の政治姿勢が問われております。

まず、競輪場の自動湯茶機のお茶及び紙コップの納入にかかる随意契約のあり方ですが、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号には、「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」と定めてあります。市長就任後の平成12年から、「当該品は特殊であり、取扱業者は市内1者、松うらのみであるため」との理由づけがされ、今日まで納品されております。この自動湯茶機は、大阪のメーカーが製造、納品したもので、お茶類の卸売業者でもあります。お茶の原液は、この湯茶機構造に適した特殊なものであるだけに、機械の保守点検とあわせ納入した方が高いサービスが受けられるものと思われま

次に、市長の政治姿勢についてです。

市長は、平成7年、市との契約開始時には、山口県議会議員でお茶の松うらの社長でもありました。平成10年6月、防府市長に就任し、長男に社長を譲り、会長になっておられます。地方自治法第142条の兼業禁止規定は、首長、議員が当該自治体に対し請負を禁止する法人の取締役等たるを禁じており、これを遵守することが大原則であります。首長は、強大な権力を持ち、その裁量権や地位の影響力は議員の比ではございませんし、政治倫理、道義的責任ははるかに重いのであります。そうしたことから、平成10年6月、市長に就任されたとき、市との契約を辞退されるべきだったと思います。

さきの臨時市議会の冒頭における市長の行政報告では、随意契約等において不適切であったと釈明されましたが、今日までの市長の言動には目に余るものがあります。特に、市広報には、市民の税金を使い一方的な見解を掲載され反論されるなど、まさに公私混同の暴挙と言えます。今日の厳しい単独市政において、市民には財政の効率化の痛みを耐えることを求め、一方では不当な行為が行われ、とても公正公平な市政運営とは言えません。これら一連の事実を広く市民に説明する責任があります。市長の御見解をお伺いいたします。

2番目として、個別外部監査契約に基づく監査についてお尋ねします。11月22日、3人の方から本件に係る住民監査請求が提出されました。御承知のとおり、防府市は前市長時代の5項目文書問題の苦い経験から、現松浦市長になり市政正常化の取り組みとして、外部監査制度の導入を平成12年9月議会で他市に先駆けて条例が制定されました。この

外部監査制度は、監査の独立性、透明性を保証するためのもので、弁護士、公認会計士等が外部監査人として監査いたします。昨年12月8日、やはり園問題で住民監査請求が提出され、外部監査を求められたにもかかわらず実施されませんでした。このことは、今年、3月定例会の一般質問で同僚議員が質問に立たれ、平成12年度当時、外部監査制度の導入に至った経過について詳しく述べられ、これを無視した監査のあり方についてただされております。このたびの住民監査においても、個別外部監査契約に基づく監査によることを求められており、積極的に外部監査にゆだねることが肝要かと思えます。御当局の御所見をお伺いいたします。

3番目として、お茶などの納入の現状と今後の方針についてお尋ねします。

競輪場自動湯茶機に使用する原液及び紙コップの随意契約において、平成17年度と平成19年度の起案書に改善、検討を促す意見が述べられております。また、さきの決算特別委員会での同僚議員の質問に対し、特殊なものはお茶の原液で紙コップはそうでないことも認めておられます。他市の競輪場における納入状況についても調べておられるようでした。平成20年度予算編成に当たり、これらの現状把握と今後の方針についてどのようにお考えなのか、御所見をお伺いいたします。

次に、随意契約のあり方、特に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、いわゆるその性質または目的が競争入札に適さないもの、または第5号から第9号までの特殊なものについてお尋ねいたします。

今、大問題となっています防衛省の装備品に係る随意契約の問題でございます。装備品はその特殊性から随意契約が約6割と言われております。今回のお茶の問題を契機とし、防府市財務規則と随意契約のあり方について抜本的、緊急に見直すことが必要と思えます。現在、これらに該当する随意契約は何件あるのかお尋ねしておきます。

申すまでもなく随意契約については、その運用を誤ると相手方が固定化し、しかも契約自体が情実に左右され、公正な取り引きを失し、いわゆる不正が生じやすいとされています。平成20年度予算編成に当たり、随意契約のあり方についての指針として、安易に従来どおり継続することなく見積書の聴取、積算根拠の検証、他市との比較などをした上で契約内容、金額等の見直しについて相手方と十分協議し、その経緯を文書として保管することとされております。

一方、第3次行政改革では、B項目として平成16年度から検討されているようですが、これらの整合性、今後の取り組みについてお尋ねします。

このように随意契約の適正化を図るため、京都府では随意契約の公表に係る事務取扱要領を定め、情報公開されています。地方自治法施行令第167条の2第1項関係各号の根

抛条文を明示するとともに、具体的な理由を簡潔に記載することとされています。ぜひとも検討願いたいと存じます。

御当局の御所見をお伺いし、壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 12番、大村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、議員の御発言の中で、来客用のお茶の大半を松うらが占めていることなどから、市長の政治姿勢が問われるということでございますが、茶葉の購入に当たりましては、平成16年度までは現在の入札監理課において見積り合せの上、単価契約を行い、各部署に配布いたしておりました。この10年間は、私が役員を務めておりました会社が6回、他の業者が4回、落札し、納入しておりましたが、平成17年度からは、行政改革の一環として部内の会議にはお茶を出さないことになりましたことから、支出予定額が5万円未満の茶葉やペットボトルのお茶等につきましては、防府市財務規則第105条の規定により見積り合せを省略の上、防府市事務決裁規程により、課長の専決事項として、各部署において発注しておりまして、それらを精査いたしましたが、御指摘の「役所の重立った部署において来客用のお茶の大半を松うらが占めている」という事実はなく、それぞれ思い思いの判断で購入先を決め、規則等に照らし合わせ、適正に処理しておりますことをあえて御答弁いたします。したがって、このことが議員御指摘の市長の政治姿勢が問われるということには当たらないと考えております。

それでは、競輪場がお茶などを随意契約で購入していることについての御質問にお答えします。

まず、自動湯茶接待機の製造業者で、お茶原液等の卸売業者でもある業者と随意契約すべきとの御指摘でございますが、平成7年度から11年度までは、当該業者と地元業者との見積り合せの結果により、低い価格を提示した地元業者に決定しております。また、平成12年度以降につきましては、市内業者優先の方針により、市内の登録業者を対象に入札参加を依頼いたしましたが、調達できる業者が1者しかなく、指名競争入札が成立しなかったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、1者による随意契約を行ったものでございます。しかし、この間の契約の手続が不適切であったことは、さきの臨時会の行政報告の中でも申し上げたとおりでございます。

地方自治法第142条の長の兼業禁止についてでございますが、この規定は言うまでもなく長の職務の公正な執行を確保する目的から置かれた規定であります。この規定は、地方公共団体に対する請負量が法人の全体の業務量の2分の1を超える場合、また2分の

1は超えないが長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高いと認められる場合は、この規定に抵触するとされておりますが、私が市長に就任した平成10年時の請負量は1.5%前後であったにもかかわらず、私は代表取締役を市長就任と同時に辞しており、当然、今回のことにつきましては、これらのいずれにも該当しませんので、市との取り引きにおいて契約を解除する必要はなかったと考えております。

また、市広報の市長メッセージの欄で、今回の件に触れましたことは、今回の件が市議会で話題になったことでもあり、個人の立場を超えて公人である市長として、市民の皆様に対しての行政報告をさせていただいたものであります。今後もあらゆる機会を活用して、説明責任を全うしたいと考えております。

次に、個別外部監査契約に基づく監査についての御質問にお答えいたします。

住民監査請求に当たって、個別外部監査契約に基づく監査を実施するかどうかにつきましては、監査委員が判断するものであり、お答えできる立場にはございません。

次に、競輪場の茶葉等の購入の現状と今後の方針についてでございますが、購入の現状につきましては、後ほど担当部長から説明いたさせますが、私からは今後の方針につきまして御説明したいと存じます。

さきの臨時会の行政報告の中で御説明したとおり、現在、契約の相手方と契約解除の協議を進めているところでありまして、合意に達すれば契約を解除したいと存じます。今後の方針につきましては、現在の自動湯茶接待機は、耐用年数を過ぎ、老朽化しておりますので、廃止も含めあらゆる角度から検討してまいります。湯茶サービスは全国の競輪場で実施されておりますので、平成20年度以降も引き続き実施する場合には、新たな方法に変更するとともに、入札、契約の執行に当たりましては、過去の慣習にとらわれることなく、公正性、透明性、競争性を遵守することはもちろんのこと、ファンに喜ばれるサービスを提供できるものにするよう指示しているところでございます。

残余の御質問につきましては、財務部長より答弁いたさせます。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 購入の現状でございますが、紙コップの購入の現状について、今、市長が財務部長に答弁ということでございますが、本市を含みます中国地方の3競輪場が東大阪市に本社を置く業者の自動湯茶接待機を設置しておりますので、その購入状況につきまして御説明いたします。

平成18年度におけるお茶原液1箱（5リットル）当たりの購入単価についてでございますが、本市税抜きで3,600円でございますが、他の2場は本市より200円安く納入されております。

また、紙コップにつきましては、1箱当たり、これは3,000個入りでございますが、購入単価は本市は1万200円でございますが、他場のうち1場は本市より安く、もう1場は本市より高くなっております。

次に、本場・場外発売時の入場者数の比較でございますが、本市が約34万5,000人に対し1場は約85万1,000人、他の1場は約40万5,000人となっております。その結果、平成18年度のお茶・紙コップの年間購入額につきましては、本市は約360万円でございますが、1場は本市の1.9倍の約685万円、他の1場は1.6倍の590万円となっており、入場者数の違いによりまして年間購入額に格段の差が生じております。したがって、本市の購入単価は年間入場者数と年間取引量を考慮すれば、中国地方の2競輪場と比較しましても決して高くない購入単価だと考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 12番、大村議員。

12番（大村 崇治君） まず、市長の政治姿勢から申してみますと、地方自治法第142条の兼職禁止のことは判例でも申されましたように、約50%というのは私も十分承知しております。しかし、申しましたように市長というやはり地位と申しますか、そういうものをしっかり自覚されて、それは当然、道義的にも責任を持って、やはりそういうものを控えられるのが私は筋ではないかということで申しておるわけでございます。

それから、まず昨日でしたか、同僚議員からございましたけれども、政治倫理の問題は若干触れられましたけれども、実は山口県は今年の8月1日に公共調達改革の一環として、一定の公職にあるもの等からの働きかけ等に対する県職員の対応要領を制定されておまして、我々議員にも7月26日に配付されました。これは、官制談合等の不正を防止し、県政運営の公平性、透明性を高め、県政に対する信頼確保をするためでございます。一定の公職にある者というのは、国会議員、市町議会議員、知事、副知事、市長、副市長、これらの元職や親族等を言うわけでございます。職員が、これらの者から不当な働きかけを受けた場合、報告やら記録、公表等をするという定めでございます。だから、昨日申されましたように、市長の言う政治倫理云々より、この方が先ではないかと私は思うわけです。なぜ防府市はこれを制定されないのですか。その辺をちょっと1つお尋ねします。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） いい提案だと思いますので、ぜひ前向きに検討して、県と同じように、そういう不当な働きがあった場合についての通報をするといったものについては、他県の要綱等も勉強しまして、ぜひ導入に向けて検討したいというふうに思っております。

ます。

議長（行重 延昭君） 12番、大村議員。

12番（大村 崇治君） 昨日、市長は一連の流れとして、職員倫理規定とか職員等公益通報制度実施要綱をあわせて一連の流れを言われましたよね。全くこの一連の流れです。既に来ておるわけです。何でやられんのかと、これは要領だから条例とは違うでしょう。私は、そういうところから姿勢をただしてもらいたいということを言っているんです。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 県も今年できたばかりというふうに今、議員さんも御指摘がありましたように、ぜひそれらも勉強していきたいというふうに思います。

議長（行重 延昭君） 12番、大村議員。

12番（大村 崇治君） 全部市長が答弁されたから、1つずつ言っていかなと仕方ないですけども、今、言われましたように、基本的に、今申しました兼職・兼業禁止とかそういうことで触れられましたから、私はそういうことを言っておるわけで、例えば、今言いました職員の倫理規定なんかは、平成12年10月1日に県がやったら防府市は平成13年4月1日に施行されていますよね。それから、職員等公益通報制度実施要綱につきましては、平成18年4月1日同日に防府市もやっておられるわけです。だから、間髪入れずできんことはないと思いますから、その辺はすぐでもやられるべきということをおきます。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） これにつきましては、この件が起こる前からつくった方がいいということで、内部では検討いたしております。ぜひ、要領とかできた場合にありましては、どういった事例があったのか、過去にさかのぼってでもあった場合については、こういう事例があったといったことも含めて検討してみたいというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 12番、大村議員。

12番（大村 崇治君） もうくどく言いませんが、市長のそういう姿勢からただしていってもらわんにゃいけんということをまず申しておきます。

それから、前後しますかわかりませんが、お茶の状況は財務部長が言われたから、後、すぐ言いますけれども、まず昨日もありましたように市広報の問題でございまして、市広報の発行規程でダブりますけれども、1条では「市行政その他必要と認める事項」、3条で「各課長は、登載事項を市政なんでも相談課へ提出する」と、第4条で、「その他必要な事項は、市長が別に定める」と、こうなっております。昨日の答弁では、総務部長ですか、「別に定める」は別に定めてないということでした。しかし、だれが



見ても公私の判断というものは、私はできるのではないかと思ひまして、例えば、今現状を言われましたけれども、議会が申請して、現在、監査請求が出ている段階です。市長は、一方的に言われるだけであって、やはり我々議会側からすれば論外な話になると思うんです。その辺、基本的な問題で公私混同しておかしいと思わんですか。副市長、ちょっと、思わないですか。これを上げるときには、なんでも相談課で決裁を受けるわけですから、どこの段階かでチェックするわけですから、市長にそういうことを、これはおかしいよと言わんですか、ちょっとその辺。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） これは、きのう市長もお答えしましたように、議会で公になって、問題ということでございますので、市長として生の声をお伝えされたんではないかというふうに思います。これまで212回ということでございますが、その決裁については、広報の発行の権限で広報広聴課でやっておりますので、どんな広報を載せるというのを一々私の段階ですべてをチェックするというものではありません。これは、市長メッセージというものは市長が生の声を市民にお伝えするというところでございます。

議長（行重 延昭君） 12番、大村議員。

12番（大村 崇治君） 生の声をつい書きゃあええちゅうもんじゃないと思うんです、やっぱね。これは分別も、大人だし、市長だから、そんなことはわかっているはずですよ。見ますけど、全くパフォーマンスもええところじゃないですか、毎たび見るの。もうあんなのはやめてしまわれたらどうですか。大体、別に差はない中で、そのくらいのけじめとか何かくらいというのは、どこでも内規としてあるでしょう。そういうのはやっぱり初歩の考えで、だれでもわかる話だから、その辺、もう言いませんけれども、しっかりその辺、執行部は市長によく相談して、進言してください。よろしくその辺、お願いします。

それから、財務部長が言われた、我々も全国競輪場47カ所のうち大阪の製造元メーカーの湯茶機を扱っているところ12カ所を調査いたしました。その中でお茶については2カ所が競争入札、あとすべてが製造元メーカー、大阪のメーカー、それとの1者随契でございます。これは、何回も、特別委員会でも、市長もまたさっきも言われましたけれども、いわゆる地方自治法施行令第167条2の第1項第2号に該当と、そういうことで、それはつまり、お茶等の安全・衛生的に提供するため、湯茶機保守の製造、開発者による一貫した管理が不可欠であると、湯茶機構造に適した特殊なもので、契約の性質または目的が競争入札に適さないと、全くそのとおりの理由でございます。先ほど言われましたように、各場の入場者数の大小はありましようけど。

また、紙コップでございますけれども、メーカーのお茶とセットしておるところが5カ

所、競争入札をしておるところが5カ所、外部委託などしておるところで不明が2カ所でございます。

そういうことで、入場者数も防府市はどちらかと言うと下の方であるのは皆さん周知のとおりでございますけど、お茶については、防府市が5リットル入り3,600円でございますでしたら、全体的に防府市より安いというふうに私どもは判断いたしております。紙コップにつきましては、1円台が3カ所、2円台が4カ所、3円台が2カ所、防府市は3円40銭でございます。

こういう状況ですから、また防府市の競輪場の状況を私ども見まして、いろいろ聞き取りもしましたけれども、毎朝、従業員がセットして、コップの補充とか清掃、片づけもされておるわけでございます。それから当然、保守点検についてはメーカーが来てやるわけでございますから、これの年2回とか、浄水器の交換とか、モーターの交換・修理は当然メーカーがやるわけです。

したがって、言いかえれば、お茶は松うらがつい、あそこ、現地に持ってくるだけでございます。そういうことからしたら、私が壇上で申しましたように、だれが見てもメーカーに頼んだ方が得ではないかという憶測はするわけでございます。

そういうことでございますけれども、今、監査請求が出ていますから、それ以上は言いませんけれども、そういうことで、いずれにしましても、ほとんどのところが直接メーカーと契約しておるということだけは申しておきます。何か財務部長ありますか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 議会で調査されたということですが、今申されたことについては別に何も申すことはございません。

以上です。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 今、議員はいろいろ御自身の立場で、御自身の主張をいろいろされているわけであります。もちろん大村議員は私よりも年長者であり、また行政においても40数年間にわたって防府市で奉職をされておられた御経歴から言っても大先輩でございますので、私もじっくり聞かせていただきましたが、しかし、事、物を商う、実業の世界の経験においては、私の方がわずかではございましょうが、長いことかかわっているのではないかと、このように感じているところでございます。

そうした中であえて申し上げさせていただきますが、県外あるいははるか遠いところの地域の業者から、それが100万円でありあるいは200万円であり300万円であるかもしれない買い物を仮にしたとします。そうすると、その社に対しての税金をちょうだい

することは我々はできません。また、いろいろな社会活動あるいは経済活動、あるいは奉仕活動等々、諸活動、市内で展開される諸活動も全く無関与な状態に置かれるわけでありましょう。しかしながら、そこを市内の業者が介在し、あるいは市内の業者が代理をし、あるいは市内の業者が販売をするという行為をした場合には、当然その市内の業者はトータルの中において、市政に対してもあるいは市民の奉仕に対しても、あるいは社会活動においても幾ばくかの働きというものは、当然しているのが間違いのない事実ではなかろうかと、私は感じているわけでありまして、そういうふうな観点から考察してまいりますと、せっかくの御主張でございますが、大村議員のお考えとは若干違う物の考え方も間違いなく一方では存在するであろうと、このことはどうか御理解をいただきたいなど、このように思っているところでございます。

議長（行重 延昭君） 12番、大村議員。

12番（大村 崇治君） 十分そのことは含んでおきます。ただ、申しますように、いろいろなルールとか社会通念上、市長としての公職の立場等を含めて、私は壇上でも申しとおったことだけは、また認識しておいていただきたいことだけは言うておきます。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） もとよりこの職に奉職をいたしまして10年に相なりますが、私は市長就任、思いがけず10年にもなってしまったわけでございます。その折には、代表取締役社長を辞して、辞す必要もなかったわけでございますが、私はあえて辞して、そしてほとんど社業に関与するいとまももちろんございません。そういう立場の中で過ごしてきた数年間あるいは約10年間であるわけでございます。これからも市民から直接選ばれた公人として、また市民の大いなる御負託をいただいている者として、私自身、身を律してまいりたいと思っておりますので、よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 12番、大村議員。

12番（大村 崇治君） もう一つ言うておきますけれども、昨日の同僚議員の質問の中で、関係ないといいますが、平成7年から今日のそれらの納入状況をみる述べられたわけですから、余りあそこまで言われると我々は大阪のメーカーや市役所関係代理店の取引関係について、金額、数量などを示されたいことを私は申したいと思えます。もうこれはきょう言いませんから。余り言やあええちゅうもんじゃないということだけは言うておきます。これで、この項は終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、随意契約のあり方について。財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 2点目の随意契約についての御質問にお答えいたします。

まず、防府市において随意契約をしている件数についてのお尋ねでございますが、平成

18年度に調査いたしました資料でございますが、この調査の対象といたしました契約は、数多くある費目の中から印刷製本費、修繕料、委託料、工事請負費、備品購入費に絞っておりますけれども、平成17年度中に執行された契約のうち契約金額が5万円以上のもの、施設の修繕につきましては30万円以上のものを対象としております。

その調査の結果、調査対象契約の総件数は約2,000件で、そのうち約1,200件が随意契約となっておりますけれども、実際の随意契約の件数は消耗品費、通信運搬費、5万円未満の物品購入費などを含めると膨大な件数に上ると思われます。きのうも伊藤議員の質問の中でお答えしております。現在、把握している状況につきましては、今述べましたとおりでございますので、御理解のほどお願い申し上げます。

次に、随意契約のあり方につきましては、行政改革の取組項目として取り組んでおりますけれども、平成18年度からは1者のみの随意契約伺には、随意契約検討協議結果票の添付を義務づけまして、業務内容や契約額の算定根拠の見直しを行ったか、また見直しができなかった場合は、その理由等を記載するよう指導しております。また、本年度は「随意契約の取り扱いについての指針を作成するとともに関連する規程の整備を行う」という計画を掲げまして、随意契約のガイドラインの作成及び随意契約に関するチェック体制の強化について取り組みを行っております。

1つ目の随意契約のガイドラインの作成につきましては、随意契約ができる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項1号から第9号までの要件に該当するときに限られておりますので、各号の条文について具体的な例を交えながら解説を行い、あわせて随意契約の事務手続に関するフローチャートの作成を行ってまいりたいと考えております。

2つ目の随意契約に関するチェック体制の強化につきましては、財政課では法令遵守の視点から、また入札監理課では競争性の視点から、チェック体制を強化するための規程の整備を行ってまいりたいと考えております。

以上が、現在、行政改革として取り組んでいる状況でございますが、今年度中にはガイドラインの作成及びチェック体制の強化を図るための規定の整備を行って、全課の庶務担当者を対象とした研修を行ってまいりたいと思っております。

また、随意契約の情報公開につきましては、昨日、伊藤議員からの御質問に御回答いたしました。先ほど述べましたとおり、消耗品費の購入などを含みますと随意契約は膨大な件数になりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 12番、大村議員。

12番（大村 崇治君） 大変苦勞されることはわかりますけれども、特に冒頭申しま

したように、随契の問題は本省をはじめ大きな問題となっております。会計検査院の調査によりますと、競争入札より随意契約の方が1割高となっておりますという指摘がされております。非常に平成19年度と20年度の予算の取り組みの中での指針というのが、まさに真剣に取り組もうとされておることは十分理解できますが、私が言いましたように、特にその中でも、167条2の1は言われましたけれども、2と5号から9号まで、これが特に非常に高額な金額の、値する中ではないかと思うんです。そうしたところに非常にメスを入れていただきたいという気がするわけです。だから、今、消耗品とか、5万円以下とか言ったら、それは昨日もちょっとありましたが、5万何ぼとか市長がたしか言われたけれども、そこまで私はやってはいけないというのでないけれども、やはり今の行革として取り組んでいかれておる中の考え方も、そういうこともおのずから絞られるんじゃないかと思えますから、その辺を重点的にぜひやっていただきたいと思えます。

それから、財政課だけの問題でなくして、やはり行革の今、B項目ですから、最重点項目という格好でやはり取り組んでいただきたいなという気がいたしております。

それから、指針の中にも述べられておりますけれども、私は特に施設の業務委託や指定管理者制度への移行に当たりまして、継続的に契約している、まさに技術的専門分野において、例えば市内に1者しかない業者、言いかえれば、例えば近隣の山口、周南なんかの同業者と相見積もりを取ったと、私はどうしても話し合い、いわゆる談合の可能性が出てくると思うんです。その辺はしっかり原点に戻って、試算の算出根拠をしっかりと見極めてやっていただきたい。既に指定管理者制度をされておるところがございますから、今度、例えば何年か先に入れるとき、もし、そういうときに誤ると市民サービスの低下につながる可能性がございますから、その辺は十分気をつけていただきたいと、そういうふうに思いますが、今言いましたその辺の取り組みをもう一度行政改革でやるべきと思えますが、その辺の考え方はどうですか。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 指定管理者制度については、今2年目を迎えているというふうに思います。これは、議会でも御説明しましたように、3年間のいわゆる契約、指定管理者といったものがございますし、また一方では5年間といったものがございます。議会でも、委員会でも御説明いたしましたが、当面は外郭団体をしているものについても、今度は公開といったものも視野に入れて、次のいわゆる指定管理者制度に向けて検討したいというふうにこれまでも申し述べておりますので、先般も行革の中でプロジェクトチームをつくって指定管理者制度に臨んできましたので、同じようにまたプロジェクトチーム等もつくることを視野に入れて、今後、検討してみたいと、そのように考えております。

議長（行重 延昭君） 12番、大村議員。

12番（大村 崇治君） とにかく副市長をトップとして、真剣にお願いしたいと思います。この項を終わります。

議長（行重 延昭君） 12番、何か質問、残っていますか。

12番（大村 崇治君） 情報公開は言われましたか。まさに今さっきから申し出ております、そういうところを重点的に、やはり市民にオープンしていくということがまさに、不正があるという意味ではないのです、やっぱりそういうことをしっかり継承されて、今からやはり随意契約というのは、できるだけない方がいいに限っているわけですから、そのようにしていただきたいことを要望して終わります。

どうもありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 以上で、12番、大村議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、9番、松村議員。

〔9番 松村 学君 登壇〕

9番（松村 学君） 皆さん、こんにちは。明政会の松村でございます。それでは、通告に従いまして生活交通について質問いたしたいと思っております。

今、平成20年を迎えるに当たり、ますます少子化の流れは歯どめなく進み、さらに世界に例を見ない急速な高齢社会を迎え、今までに経験したことのないさまざまな課題に直面しています。

この結果、高齢者の交通事故が年々増加するため、道路交通法の改正による高齢者への運転に対する規制や全国的に少年の殺傷事件が多発する中、子どもたちへの通学の安全性の確保等への面からも、マイカー利用での移動が困難な人々が近い将来、増加し、バスをはじめとする公共交通機関の必要性、そのモビリティやアクセシビリティを確保することが極めて重要になってきます。また、少子高齢化の進展により、特に地方部における人口減少とそれに伴う活力の低下といった問題が深刻化しており、地域再生が重要な政策課題となっている中で、コミュニティバス等の導入は中心市街地の活性化や遠隔地の生活交通を支える手段として、非常に注目されているところであります。

さらに、平成17年2月に京都議定書が発行し、地球規模での温暖化対策が緊急性の高い課題となっている中で、我が国の二酸化炭素排出量の2割強を占める運輸部門排出量のうち、自家用車の排出量は5割に達し、環境問題の対応という観点からも、自家用自動車からのバス等の公共交通機関への利用転換が求められています。

このようにバスサービスの社会的重要性が再認識されつつある中で、乗り合いバス事業

については、現在においては輸送人員が減少傾向にある中で、合理化を迫られている事業者がほとんどで、特に採算が確保できない路線から撤退しようとする動きも数多く、生活交通の維持確保が重要な課題になっているところであります。

このような状況の中、その取り組みとして、従来の乗合バス路線に対する公的補助にとどまらず、地方公共団体自身がバスサービスを企画運営するいわゆるコミュニティバスが全国に普及しているところであります。また、一步進んで利用者みずからが主体的に地域の交通を考えようとする動きも各地ででき、それぞれの地域のニーズに合ったデマンド型の乗合タクシーや要介護者や身体障害者等、単独で公共交通機関を利用することが困難な移動制約者にドア・ツー・ドアの移動を提供するスペシャルトランスポートサービスなどの多様な運行形態も見受けられるようになりました。

こうした中、平成18年10月に道路運送法等の一部が改正され、地域の需要に対応した輸送サービスの提供が図られるよう、地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドラインが国交省によって作成されたところであります。本市においても、この会議設置に向けた準備を進めていくことになっていきます。

一方、本市としましては、平成12年から防府市生活対策検討会を庁内で設置してから、まちのにぎわい創出を目的として循環無料バス「ホッピーちゃん」や「ぶらっとバス」を運行したものの、二、三年の間で打ち切りとなり、その後、パーソントリップ調査や1区間においてフリー乗降制度の導入、バス利用者アンケート調査を実施され、現在では市内の路線バスを中心とした生活交通の維持、活性化策について民間、市民で考える防府市生活交通活性化懇話会を設置し議論されているところであり、これをもとに（仮称）防府市生活交通活性化計画の策定を目指していると聞いております。

また、本市のバスを取り巻く環境としては、昭和45年には1世帯当たりの車の保有台数が0.39台から平成18年には1.39台へと増加し、防府駅の1日平均乗車人数は、昭和45年6,336人から平成17年には4,292人へと減少傾向をたどっており、平成13年には市内完結路線は国庫補助の対象にならないという制度変更もあり、その結果、平成14年1,000万4,000円の市単独補助から平成18年1,405万3,000円と、年々増加傾向にあります。また、交通不便地域からも増便や新たな路線を要望する声も日増しに増えており、少子高齢化の波と大きく連動している声にも聞こえます。そこで、以下4点ほど質問させていただきます。

まず、初めに今後のバス路線の見通しについてであります。バス路線の維持については厳しい状況に置かれ、今後、路線やダイヤの縮小等が予測されるが、市としてどのように分析されているのか。また、路線別に黒字路線と赤字路線はどうなっているのか。特に今

後、課題になってくると予想される路線について示していただきたいと思います。

2点目として、今後の日程であります。現在開かれている懇話会が終了し、市としてどのような作業手順で新たな生活交通の体系を確立していくのか、また交通空白地・不便地域の解消、高齢者や障害者等の外出支援、移動の円滑化への対応など、防府市の新たな交通システムを構築するまでどのくらいの期間を考えているのか、お尋ねいたします。

3点目として、今後の多角的交通手段についてであります。平成18年の道路運送法の改正により新たな交通手段の導入が可能になってきていますが、市として関係する民間企業や関係団体と水面化で協力要請や新たな交通ツールなどの模索、協議が行われているのか、また今後、どのような動きをされるのかお尋ねいたします。

4点目として、今後の市民ニーズに対応できる生活交通の研究と調査、確立についてあります。生活交通の不便解消は、地域の問題点を住民みずからが考え直すことが肝要であり、地域の実情に合った路線や仕組みを考えるため、地域住民みずからが検討会を持ち議論すべきで、全国的にも地域で調査・研究され、バス路線数系統を地域の特性に合ったやり方で、住民みずからが運営されているところもあります。今、交通活性化懇話会で議論されているのは、承知してはいますが。来年度、地域でも同様に検討会を持つべきで、調査・研究にかかる費用の補助制度を創設できないか。また、地域特性に合った交通体系を住民みずからに確立してもらうべきではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、今後のバス路線の状況についてでございますが、現在、市内で運行されているバス路線には、大きく分けて周南市や山口市と結ばれている広域的な路線と、主として防府駅を起点に放射状に延びる、市内のみで運行されている市内完結路線とがございます。御承知のとおり、広域的な路線、市内完結路線とも利用者が年々減少し、多くの路線が赤字となるなど、路線バスを取り巻く状況はまことに厳しいものとなっております。

しかしながら、自動車を運転しない人、みずからの交通手段を持たない人にとっては、路線バスは通勤、通学、通院あるいは買い物など、日常生活を支える大切な交通手段でありますので、バス事業者が自主運行することが困難な路線のうち、広域的な路線については、基本的に国、県が助成し、市内完結路線については市が助成を行うことで、路線の維持を図っているところでございます。

路線を維持するための助成金は年々増加しておりまして、このうち特に牟礼あるいは久



兼方面につきましては、その額が著しく増加しているのが現状でございます。

このため既存のバス路線を存続させることのみならず、路線の再編や他の交通機関の活用など、総合的に公共交通体系を見直すことが必要でありますことから、平成17年に市内バス路線の現状について調査・分析を行うとともに、平成18年にはアンケート調査や乗降調査を実施してきたところでございます。また、今年度は公募委員を含む市民代表、学識経験者、バス事業者で構成する防府市生活交通活性化懇話会を設置いたしまして、市民の立場、専門的な見地から、市内の路線バスを中心とした生活交通の維持とその活性化策について、御提言をいただくこととしているところでございます。

次に、今後の日程についての御質問でございますが、懇話会からの提言をもとに、来年度からは（仮称）防府市生活交通活性化計画の策定に向けた活動を開始しまして、バスを中心とした生活交通に関する基本構想として取りまとめ、実効性のある生活交通の確立に努めてまいりたいと考えております。

また、今後の多角的交通手段についてでございますが、議員御案内のとおり、新たな交通手段の導入に関しましては、平成18年の道路運送法の改正により、地域の需要に即した乗合運送サービスの必要性やこれらを実施する場合に必要となります事項を協議する場といたしまして、新たに行政、地域住民、バス事業者、タクシー事業者等で構成される地域公共交通会議を設置する仕組みが導入されました。

地域公共交通会議は、関係者間の協働と連携の場として機能することが期待されておまして、この場で協議を行うことによりまして、既存の交通機関と整合性のとれた形で新たな交通手段の導入が可能となるとともに、地域住民が参画することで、住民が当事者意識を持って提案などを行える場ともなり得ますので、当該会議の設置も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

最後に、今後の市民ニーズに対応できる生活交通の研究と調査、確立についての御質問でございますが、路線バスを中心とした生活交通の活性化につきましては、行政、バス事業者、利用者のみならず、地域住民との一体的な取り組みが重要でありまして、先ほど申し上げました地域公共交通会議の設置をまず視野に入れて検討してまいりたいと考えておりますので、現在のところ地域が実施する調査・研究にかかる費用の補助制度の創設につきましては考えておりません。

いずれにいたしましても、高齢化が進む中で、利便性の高い公共交通機関を確保することはまちづくりの重要な課題でありまして、地域の実情に合った、防府市にふさわしい公共交通の実現に向けて努力してまいりますので、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） ちょっと1点目の質問で、先ほど牟礼、久兼の方がだんだん補助金の額が増しているということですが、これは何か特別な要因があるのか、どういう分析をされているのか教えてください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 先ほど市長が答弁いたしましたように牟礼方面、それから堀方面、いわゆる久兼あたりが金額的にはかなり増えてきております。要因につきましては、もちろん根本的な要因は、乗降客が少ないというのが根本的な原因でございますが、牟礼地区におきましては、結構、ルートがたくさんございまして、本数は結構あるんですが、その割に乗っていただけないということもあります。例えば、ロープウェイに行くにしても通るルートがいろいろありますから、そういったことでルートのちょっとこれは見直しをしなければいけないかなという考え方を持っておりますし、また久兼については、根本的にその本数の件もありましょうが、まず乗降客が少ないというのが一番の原因ではなからうかというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） 恐らくそういう御答弁が返ってくるのではないかなと思っていたんですが、ここで考えなければいけないのが、今回の、今おっしゃいました地域交通会議というものが重要になってくると思っております。こういう、ただ人がおらんから乗らんとか、便数はあるけれども理解がないとか、いろいろ地域に根差した問題がさまざま、個別に全部違うんです。これは、総務部長が一番御存じだと思っておりますが、こういう問題を解消していかないと根本的な解決にならないということをまず指摘させていただきたいと思えます。

それで、実はコミュニティバス等の導入促進に当たって、うまく行かなかった事例の原因として、国交省の住民地域との協働による地域交通のあり方に関する懇話会で検討課題をまとめています。これが多分恐らく今回の改正の前の資料になった懇話会ではないかと思っております。その中で、うまく行かなかった事例の主な原因というのがあります。これはちょっと長いんですが御紹介させていただきます。

「運行目的があいまいまたはほとんど議論されていなかった。成功事例のコピーに終始してしまっており、その地域の実情を十分反映した運送形態、路線設定、運行頻度、運賃、車両等になっていない。住民や商工会議所等の地元関係者の参画が計画段階から十分になされていなかったため、住民の関心も一過性のもので終わってしまう。愛着の不足。次が、既存のバス路線との整合性が考慮されておらず、結局、既存路線の利用者を転換させただ

けになってしまった。運行開始後のフォローアップ体制が整っていなかった。安定的な財源が不足していた。地方公共団体等事業主体の関与、熱意が希薄だ」と、こういうふうにあります。

先ほどのからしますと、安定的な財源の確保と住民の愛着不足という指摘からしますと、実は懇話会の方でもこのような指摘をされておるんですけども、バスを利用したいけれども、便が悪く乗らない潜在的利用者というのが数多くいらっしゃると思います。たとえ今後増便しても、新たな路線ができて、やはり周知徹底や定着するまで時間がかかりますし、その間の採算性も非常に難しいと、生活交通を確保するには、長期的な財源と行政の粘り強い熱意というものがようになってくるわけでありまして。

以前、ぶらっとバスも3カ年の運営でございましたが定着しつつあった。3年目にして2万人をたしか超えておったと思うんです、利用者が。ただ、これは実は当時、国の緊急雇用創出補助金でやったために、この補助金がなくなった途端、打ち切りになったと。当時、恐らく当局におきまして、これを継続しようではないかという意見もあったと思うんですが、やはりその市の財源的な関係で、結局打ち切りになったと。せっかく防府市の中で初めて根づこうとしたその公共交通機関も、こういう形でなくなったわけです。

そうしますと、ちょっと1点ほど確認したいんですが、今後、国の補助金が乏しくなってきたとしても、今後は全力的にこの市単独でも、今の赤字路線とか今の事業を見直して、全体的に熱意よくやっっていこうという決意があるのか、その辺のところをちょっと、難しいかもしれませんが、まずお気持ちを確認しておきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 熱意があるかということでございますが、当然、市民の足として、バスは必要というふうには考えております。したがって、今後、次のその交通の手段といいいますか、交通の体系が整うまでは、当面、その路線バスを中心に考え方を詰めていかなければならないということは理解をしておりますし、費用の面につきましても、これが適正かという金額は私はないと思っております。したがって、利用者があり、その路線が継続の必要性があるという判断ができるのであれば、その費用は、財源は確保していかなければならないというふうには思っております。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） 今の言葉は非常にうれしかったです。行政としては、特に採算性という言葉に気が張ってしまうと思いますが、市民、利用者の立場になって、根気よく地域に職員も足を運んでいただいて、市民に愛されるような交通手段、手法というのができれば、採算性も粘り強くやれば回復できると私は思っておりますので、ぜひこの生活交

通におきましては、長期的視点で新たな交通システムを確立していただきたい、育てていただきたいと思います。1点目は終わります。

2点目になりますが、一応、今の御答弁によりますと、来年度、防府市生活交通活性化計画を策定していくということは、その次の年から実行に入っていくのかと、こういうことでいいんでしょうか。それで、ちょっとお聞きしたいんですが、一応、第三次防府市総合計画後期計画の実行計画で、一応平成22年までに実施予定事業ということで、バス路線網の見直しを含めた研究、生活バス路線運行対策事業、こういうふうにしておるわけです。

ということは、平成22年までには、やはりある程度、体系化した見直しをかけた事業がスタートしておると、私はこう思っておるんですけども、そうなりますと、これをまた逆算していきますと、計画が平成20年いっぱいまでかかっていいんだらうかなというふうな、やっぱりもう少しスピーディーにならないといけないのではないかと。例えば、今言われたような地域公共交通会議の設置というのは、大体いつごろになってくるのか。また、その新法のもと、乗合事業者への運送は認可をしてもらって、新たな手法で、これも今議論されておる最中とは思いますが、間違いなくそれまでには何種類か、地域によって、こういうふうな体系の交通手段が要るんだとか、やっぱり議論があると思いますが、そういったものが開始されてくるのが大体いつごろになってくるのか。そして、最終的に、まず第1次防府市の、その新しい地域に根差した交通体系ができてくるのは、大体いつごろくらいに完了しなければいけないなど、概算予定として。大体その辺の見通しについて、ちょっと細かくなりますが、教えていただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 今申されましたように、平成22年度までという一応計画は持っておりますので、当然それまでには何らかの形を示さなければならないというふうには思っておりますし、今、議員からありましたように、来年度、防府市生活交通活性化計画というのをできるだけ早い時期に計画書を作成したいというふうに考えておりますし、同時に地域公共交通会議を早い時期に立ち上げまして、その計画に沿った、いわゆる実効性のある会議にしたいというふうに考えております。

ですから、これはちょっと私のまだ個人的な考えですが、できれば来年、20年、平成21年度くらいからは、何らかの、その路線バスを含めて、また新たな交通体系がどういった議論をされるかわかりませんが、それは何らかの形としては示さなければならないというふうには考えております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） ありがとうございます。今でも交通不便地域で生活されている方、また高齢者、障害者などの交通弱者は、予備群を含めて年々急増しております。はかり知れない数だと思います。そういうことをまた留意されまして、早期の措置をお願いしたいと思います。2点目は終わります。

3点目になります。多角的交通手段についてということですが、先ほど、初めの答弁によりましては、これは新たな交通手段が、地域公共交通会議等でまた議論しながらということでした。現在、防府市内で乗合バス以外の輸送手段として、今、実際にどのようなものがあるか、当局では把握されているのか。大体、数を聞いたらちょっとわからんかもしれませんが、大体どれくらい、やられておる事業者がおられるとか、その辺がわかればちょっと詳しいところまで教えてください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） バス以外ですね。

9番（松村 学君） はい。

総務部長（浅田 道生君） バス以外とおっしゃれば、例えば、いわゆる学校に行く通学バスあたりも、路線としてはこれは路線外ですから、御存じのように、小野には私どものバスで子どもたちを運んでいるという状況もありますし、そのほか学校関係で申しまして、高等学校あたりはバスを出してやっていらっしゃるということもありますし、バス以外というのがどうなんですか、市の関係でしたら、例えば福祉タクシーをやっているとか、そういったことくらいで、あとは民間の方が独自に、例えば施設に搬送するといったことくらいかというふうに、今現在、ちょっと私、記憶が定かではありませんが、そういったことが今ちょっと思い浮かんだところであります。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） もう少しあるのかなと、ちょっと思ったところですが、福祉タクシーの方はかなり前から導入されて、市の方でも確か車両か何かの補助をして、運行しておるということは聞いておりますけれども。私もいろいろなところへ視察をして、勉強させていただきますが、そのときに視察内容が違って、いろいろそういう交通関係の話も、終わった後に少しちょっとさせていただくときもあるんですが、やっぱり各自治体、何か必ず市の中でコミバスを走らせたりとか、今デマンド型のタクシー、何台か補助金を、要綱をつくって導入したりとか、何かやっていらっしゃるんです。防府市は、一步まだ足りないとおっしゃるところであります。

先進地に行けば、後でまた申し上げますけれども、本当に地域の住民の方々が、またN

POなどをつくって、自分らのまちのバスを運行していらっしゃる、計画も全部つくっていらっしゃるんです。やっぱりそういうのは、一番住んでいらっしゃる人しかその不便さというのはわからないわけですから、やっぱりまさにそのような、究極を言えば、そういうふうな体系に防府市もいずれ、特に今ちょっと出ましたけれども、久兼とか牟礼の奥あたりとか、本当に生活に困っている方、大道のあっちの奥の切畑とか、いらっしゃると思いますけれども、非常に路線バスで対応できないところはいっぱいあると思うんです。今はほんの一部ですけれども、そういうところにまた新たな公共交通機関というものが、待たなしで迫られておるわけです。

それで、ちょっと確認なんですけれども、一応、このたびの道路運送法の改正によって、以前、定期的に運行し、乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である4条乗合から、コミバスデマンド交通乗合タクシーと一般乗合旅客自動車運送事業者によることが、これは困難な場合で、許可を受けた運送である21条貸切乗合が、この新法では乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業として、従来の21条での運送が新4条ですべて乗合バス事業というふうになることで、乗合事業の範囲が拡大したことについて、今後、市としてどのようなことが具体的に可能になってくるのか、どのようなメリットが出てくるのか、ちょっとその辺もう一回、御確認させてください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 今おっしゃいましたように、道路運送法の改正によりまして、いわゆる4条関係の中に今おっしゃったことが全部入ってきたということで、比較的導入しやすいということになったことは事実であります。

今後、当面は先ほど申していますように、路線バスを見直す中で考えていかなければというのが、基本的な考え方でありまして、将来におきましては、今申されましたように、地域によってはどうしてもその路線バスでカバーできないところも、必然的には出てまいろうと思います。そういったときに、いわゆるデマンドのバスになるのかタクシーになるのか、あるいはコミュニティになるのかわかりませんが、それは次の段階として当然考えていかなければなりませんし、お隣の周南市あたりも、何か鹿野地区ではデマンドタクシーですか、これを実施されたというふうに聞いております。

地域性もありましょうし、財源の問題もいろいろ絡んでまいりますが、いずれにいたしましても、いつまでも今の現状のバス路線が全部維持できるかと言えば、バス事業者の努力も限界までいっておると思いますから、当然その辺は地域公共交通会議の中でも議論となりましょうから、将来の交通のあり方についても、具体的な例も示していただいた中で、どういった方法がいわゆる財源的な負担も少なくてやれるのかということも、結果として

いただきたいというふうには考えております。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） これはやはり民間企業にとっても1つのまたビジネスチャンスになってくると思うわけです。防府市には、本当にタクシー業界、ほかにも福祉の関係の輸送したりする事業に使うとか、今さっきも言われました通学バス等々を受けておられるとか、いろいろあるわけです。ちょっとまたもう1点確認したいんですが、こういう方々と実際、何らかの提案があったとか、協議を持たれたりしたことというのはないですか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 申しわけありません、どういう方とおっしゃった……。

9番（松村 学君） 今の、民間企業の要は方々から、こういう道路運送法の改正によって、うちとしては今後こういうふうな交通体系を防府市としてやったらいいんじゃないかと、うちもぜひ防府市の中で協力したいとか、こういう御提案とかが今までなかったのかということと、また協議されなかったのかということです。それを確認します。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 具体的な提案は、私はちょっと受けたということは理解はいたしておりませんが、今の懇話会の中にはいわゆる防長バスさんも入っていらっしゃいますし、できればタクシー業界もということもあったんですが、今現在入っていらっしゃいませんが、今後は、その懇話会の中では、当然そういったいわゆるありとあらゆる交通手段を運行していらっしゃる、いわゆるその業者の方も入っていただいた中で、もちろんその地域の方も当然入っていただいて、それぞれ議論していただくということを今想定しておりますので、そういった中でまた前向きな議論ができればというふうには考えております。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） わかりました。何かさっきから答弁などを聞きながら、流れをすごくこだわられているような感じもするんですが、僕は、これはやれるところからやっていったらいいんじゃないかなと思ったりするんです。やっぱりいろいろなことが考えられるわけですから、これ、形ではないと思います、こういう地域の交通事情というのはですね。やれるところから対応して行って、少なくとも事前にいろいろな模索については、協議はできると思うんです。ぜひその他のそういう民間企業の交通事業者、そういう方々ともう一步、ちょっと話し合いの機会などを持っていただいて、同時に今の懇話会とはまた別に、市としてもその新たな交通手段の模索をしていただきたい、このように思います。

それでは、最後の4点目になりますが、一応先ほどの答弁によりますと、補助金等は考

えてないと、地域公共交通会議の設置が先だと、それで拾っていかうということでございました。ちょっと確認しておきたいんですが、これは市長さんとかがかなり聞いていらっしゃると思うんですけども、移動市長室とか地区懇談会で、実際に今まで生活交通に不便を感じている声というのはどれくらいあったのか、それでどれくらいの認識をされているのか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 確かに中関地区あるいは西浦地区あるいは向島地区あるいは小野地区、そういう周辺のといいますか、遠隔の地域から切実な声をお聞きしておりまして、バスの路線についても少し気配りをする必要があるのではないかと。例えば具体的に言えば、新田あたりには病院もかなり、いろいろな診療科目の病院がありますが、あそこはバスが通ってないんです。そういうふうなことを少し改善する余地があるのではないかとということなども、指示を実はいたしておるところであります。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） 今、本当、おっしゃったとおりのことを後で言おうと思ったんですが、例えば今、あれはどこの人でしたか、中浦の人がスポーツセンターに行こうと思ったら、駅まで出て、また駅から今度はスポーツセンターまで行かんやいけんとかですね、ほかにもいっぱいありますし、ほかにも何か、たしか、懇話会でもあったんですけども、さっき言われたことも出ていましたし、ちょっと資料の整理がばらばらになっておりまして、ちょっとほかにも御紹介したいものがまだありますが、そのようなことがたくさんあるということです。

今、市長さんも指示されたということで、非常にいいことだなと思ったんですけども、今までそういう声に対して、ほかにもまた何か改善されたことというのは、実際、あるのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 地域の声と今、市長が申しましたように、地域の懇話会では西浦あるいは他の地区からも、そういった切実な要望が出ておりますし、地域からの要望の中で、例えば向島におきましては、いわゆる地域の住民の方が陳情にお越しになったということが最近ございました。いわゆるその路線を変えて、病院等に比較的楽に行ける路線に変えてもらえないかというふうな御要望があったやに記憶をしておりますし、そういったことを受けまして、私どももいわゆるそのバス事業者と何回も今協議をいたしております。結果はどうなるかわかりませんが、そのような御要望に対しては、すぐにその事業者と御協議をさせていただいて、できることなら簡単に路線を変えることができるんで



あれば、そういったことも素早くやっていただくということをお願いはいたしておりますが、まだ結果については正式には聞いておりません。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） ちょっとまだそういう対応は、いまいちというか、ところみたいですけども、実際、先ほども市長さんも言われていましたし、ほかの議員さんとか、ほかの今、執行部の皆さん方でも、全然別の地域の交通の悩みとか聞いたことが多々あると思うんです。こういう声を僕は絶対に拾わないといけないと思うんです。今の懇話会でそれを全部拾えるかと、さらに地域交通会議までそういう声を拾っていかないのか、私は絶対にこれを拾って行って、計画の中に緻密にこれを彩る、描いていくことをしないと、先ほど私が冒頭、国交省の懇話会での指摘事項に見ましたように、結局、的外れな路線、そういうものにまた財源をつぎ込んで行って、結局、市民の要望がまた10年後に違う要望が出たと、こういうような話にもなるんじゃないかなと、こう思うのですが、ちょっとその辺についてどう思われますか、どういうふうに拾われるのか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 各地域の声を聞くというのは、非常に大事というふうには考えておりますが、地域ごとにいろいろな要望はあるだろうと思うんですが、それを極端に言いますと、全部お受けするというのも、これまた物理的に難しいという現実もございますので、地域の声といたしましては、先ほど言いましたように公共交通会議の中に、できるだけその地域の代表した方をたくさん入っていただくということの中で、地域の声を吸い上げていこうというふうには考えておりますし、またやれるところからという御意見もございましたが、さっきその失敗例も例として申されましたが、このあたりもよく頭に入れた中で、今後は取り組んでいかなければならないということで、まずは公共交通会議の中で、十分その地域の声をお伺いしたいということから始めたいというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） それを私は地域の住民の皆さんで考えてもらえるように、行政の方々が投げてあげたらいいんじゃないかと、私は素直に思うんです。それが、一番行政の皆さんにとってもいいと思いますし、その地域の皆さんにとっても、自分の要望どおりの路線、また運賃とかダイヤとか、例えばバス停が今遠いから行かれないという人も中にはあるわけです。では、あの辺は病人が多いから、病人というのはちょっと今不適切だったかもしれないけれども、そういう障害者の方々も結構おられると。だったらあそこへバス停をつくってあげなさいよとか、そういうこととか結構考えられると思うんです。これ

は、絶対に職員さんが何回でも足を運ぶくらいの覚悟がないとできません。そういうふうな事務がこなしていけるのかなと思うんです。

そうすれば、これは私は今回、ちょっと千葉県の市原市に行きましたけれども、10万円くらいの上限でその調査費というのを地域にそれを落としておるんです。みんなどの地区もやっておるんです。その中で、また自分らでバスをやりますよとか、路線は今のままでいいですよとか、やっぱりこういう路線に変えてくださいと、こういうのが出て、これをトータルで上げて地域の交通、今言ったような活性化計画、こういうものにつながってくると思うんです。その辺の整合性というか、私は絶対にそう思うんです、どう考えてもそう思うんですけれども、だったら10万円の補助要綱をつくって、地域の人に落とした方が、職員が動くよりも、職員が動いたらお金がかかるわけですから、費用対効果の面でも十分メリットが出る。私はこう思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 確かにその費用を負担することで、その行政の一つの荷がおりるという面もあるかと思いますが、先ほどありましたように、やっぱりそのバスを運行するという事はかなり相当な覚悟がないと、失敗につながるということにもなりましようから、今現在ではそこまで考えておりませんが、実はそういったことも踏まえて、いわゆる市の職員は、向島の路線バスにずっと、調査のために、最近ちょっと乗っております。どういった乗降状態であるか、あるいは意向調査も含めて、そういった、たしか1週間程度と記憶しておりますが、乗ってみたということもやっておりますし、そういったことを積み重ねることによって、牟礼地区もアンケート調査を、さっきありましたようにやっております。

そういったことを積み重ねた中で、また、先ほどから言っておりますが、公共交通会議の中で取り組んでいこうというのが今の考えでありますから、その地域に対して補助金を投げかけることによって、その受けた地域もやっぱりその辺の今度はプレッシャーがあるだろうと思うんですが、その辺もやっぱり地域によっては、いや、そんなものはちょっと逆に受けられんというふうなこともありましようし、わかりませんよ、実際には。その辺もありましようから、その辺はお話があったということは、私どももちょっと頭に入れて、今後のその協議の中でも、こういった御提案もありましたよということは、お伝えをしていきたいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） 私が言いたいのは、結局、バスに乗るのはだれなんだということです。市の職員さんだけしか乗らないわけではないわけです。住民の方々が一番乗られ

る。特に高齢者の方とか障害者の方とか、足が悪い方とか、こういう方々が乗っていくわけですから、こういう方々の意見を聞かないと、ちゃんとしたものができるわけじゃないですか。私は、それが一番言いたかったんです、今回のこの質問でですね。それをどういうふうに吸い上げるのか、地域公共交通会議の設置はまだまだ先の話ではないですか。当然、こういう計画をつくった後になるでしょう。そのときに地元の声を吸い上げても、遅いのではないのでしょうか。

それよりは今、こういう形で、先ほど地域の方もプレッシャーになるとおっしゃいましたけれども、これは逆です。市原市の方々に言わせると、これをやって正解だったと、バスの利用という関心がすごい市民のそういうマイバス精神というものにつながったと。結局、市民が公共交通というものに対してしっかり考えるようになったわけです。やっぱり自分らでもある程度乗っていかないと維持できんよというのはわかるわけです、動きよったら。ということは、だいしょう近場に行くときはバスに乗って行こうと、タクシーではなくてバスに乗って行こう、こういうふうなことが芽生えて、当然、それによって採算もだんだんかみ合ってくる。そうすれば、市としても補助金の額もだんだん薄くなってくると、非常にいい形になってくる。だから、一番いいのは利用者の立場に立ってこの計画をつくってほしいと、そして交通システムをつくってほしいということなんです。これだけはしっかり申し上げておきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 地域の要望につきましては、地元から陳情、要望等はかなり出ております。それにつきましては、市としましては、バス事業者の方に直ちに改善をお願いしておるということです。ですから、例えば最近では向島の小田線が郷ヶ崎の東まで迂回するようになったという改善もできました。

また、かつては中央病院行きの直通をつくっていただきたいということで、牟礼方面あるいは徳地方面からも直行便ができております。そういうことで、地域の要望については、その都度バス事業者にお伝えをして、改善できるものはこれまでも改善してきたんじゃないかと思えます。

昨年も、久兼線についてはフリー乗降が実現しましたし、自由ヶ丘についてもフリー乗降をお願いしましたけれども、交通安全上ではでき得なかった。あるいは、向島についてもいわゆる錦橋まではフリー乗降できないかとかいうような要望については、つぶさにバス事業者をお願いしております。また、路線の変更についても、病院等の方にバスが行かないといったことについても、今要望いたしておりますが、今、議員さん御指摘のありましたように、やはりバスを利用していただかないと、これはかなわないわけです。本当に

バス路線というのは、利用者がないとこれは運行できませんので、ぜひ公共交通が必要なものだということでバスを利用していただきたいと思うんです。

ある地区は、バスのカードを自治会が買いましょと、個別にみな買って、乗る運動をしておるわけです。ぜひ要望もされる地域においては、バスカード等も個別に買って防長バスに乗りましょという運動等を展開すれば、やはりバス事業者の方もその辺の展開は早くなってくるのではないかと思いますので、ぜひ乗っていくこともお願いしたいというふうに思います。要望については、つぶさにバス事業者にその都度お願いして、交渉していくことをお伝えしておきます。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） もう1点言わせてもらいますが、今、久兼の方々はバスカードを買っている。これは、非常にこういう流れが防府市全体になるように、また意識改革もしていかなければいけないということを言われるわけです。そのためにも、市民の手でそういう作業、バスの行路やら運賃等々アンケートをとったり、どういうところが不便ですかと、こういうことを聞いていくのも僕は大切なのではないかなと思うんです。やっぱり今、市民参画、市民協働と言うわけですから、こういうところこそ本当に今市民に参画してもらったらいいではないですか。私は本当に思います。なんで、そんな額の大きいような補助制度になるわけでもないと思いますが、それにこだわっていくのかと、何かわけがわからないんですけれども。

先ほど、要望が上がって、今つぶさにいっておるということですが、これは実際に地域の本当に細かい要望がまだいっぱいあるんです。大まかな要望において陳情するわけであって、その辺で確かに利便性を増すのは間違いありませんが、今後は、こういう本当に生活弱者の小さい声、なかなか行政では拾えないような小さい声、地元の方々がしか拾えないような小さい声、これをどうやって拾っていくかと、これが大切なわけですから、これだけは指摘しておきます。

いずれまた言う機会があるかもしれませんが、しっかりと、そういう声をどう拾っていくかと、どういうふうにこの計画を活かしていくかということをごひとも考えていただきたい。住民の住民による住民のためのバスを確立していただきたいと申し添えまして、質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、9番、松村議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は3番、山根議員。

〔3番 山根 祐二君 登壇〕

3番(山根 祐二君) 公明党の山根でございます。緑化の推進と市営住宅について質問させていただきます。

2006年から2010年までを防府市では、第三次防府市総合計画の中の後期基本計画として、さまざまな実行計画を作成しております。この中で、元気に住める環境づくりと題し、快適で潤いのある空間の創造につき、防府市の水と緑の現状について次のようにあります。

本市は、一級河川佐波川により開け、その豊潤な水の恩恵により発展してきたまちです。佐波川から分流し市街地を流れる水路は、都市の中にみずみずしさを加えています。近年、豊かな自然の中で、憩いや安らぎを求める傾向が強まっており、本市の特性を活かした水路の活用に取り組んでいくことが求められています。緑は食料の生産、水源の涵養、防災などの多様な機能を有するだけでなく、心身の保養や景観の形成に資するなど、私たちの生活にとっても必要不可欠なものとなっています。

本市は、大平山、天神山、桑山、右田ヶ岳などの自然の緑を公園や広場に活用しているほか、豊かな自然緑地や田、畑など、広大な生産緑地を有しています。近年、病害虫や地球温暖化などによる環境変化に伴い、自然緑地や生産緑地が減少する傾向にあることから、これらの緑を保全するとともに、自然と触れ合う場として有効活用していくことが求められています。

さて、2006年、策定されました防府市環境基本計画に都市景観の保全とまちの美化の項目があります。目標として、「きれいな街並みをつくる」としています。計画の中では、「緑の豊かさが感じられるまちとなるよう、公園、緑地、街路樹等の整備・充実に努めます」。また、「主要な道路については、質の高い美しい景観となるよう、街路樹の整備や屋外広告物の適正化とともに電線の地中化などの検討に努めます」とあります。防府市は、清らかな流れを保つ佐波川や緑あふれる天神山、桑山が比較的中心地に近い位置にあり、市街地の市民に自然の憩いを与えております。

防府駅を中心とする駅北土地地区画整理事業、佐波新田線都市計画道路整備事業、中心市街地再開発事業も順調に推移し、計画的なまちづくりが行われているところであります。近年、国は歩いて暮らせるまちづくりを推進しており、防府市でも開発事業に関連して道路整備、歩道整備も進んできております。

さて、市街地を歩いてみますと、歩道には街路樹があり、私たちは森林の緑にたくさんの紅葉があることを知っております。また、多くの人とその自然の力をまちの発展とともに育てようと考えているのではないのでしょうか。

人間の生活で温室効果ガスがどんどん増えると、地球の気温が上がり、さまざまな弊害

が起こってきます。道路沿いの樹木は、自動車が排出する二酸化炭素を吸収し、地球温暖化の防止になります。これは街路樹の役割の一つと言えます。また、工場や自動車から出る煙や排気ガスの中には、有害物質が含まれますが、その空気を浄化する作用があります。樹木には、音を反射したり吸収したりする働きがあり、特に大きな葉っぱを密につけるサンゴジュやアオキなどは、高い防音効果を発揮します。照りつける日差しを遮ってくれる緑陰は、目にやさしく、私たちに安らぎと潤いを与えてくれます。ケヤキ、イチョウのように、春の新緑、夏の緑陰、秋の紅葉といった四季の変化を楽しめるものもあります。

緑化推進は、公有地だけでは不十分です。市街地には私有地も多くあり、これら私有地の緑化推進も大きな課題であります。財団法人岡山市公園協会の民間地緑化奨励事業を紹介いたしますと、生け垣を新設される方に対しては経費の一部を助成しています。金額は1平米当たり3,000円以内、限度額5万円、また壁面緑化を新たに実施される方に対しては、1平米当たり1,500円以内、限度額3万円となっております。助成金だけがすべてではありませんが、市民の緑化推進の意識の啓発には役立つことでしょう。

そこで、質問の第1といたしまして、市全域ではなく特に中心市街地の緑化推進についての当局のお考えをお聞かせください。

また、街路樹植栽の推進についてはいかがお考えでしょうか。

次に、街路樹は植栽だけでなく、その後の管理の問題が生じてまいります。まずは剪定であります。刈り込み、除草、病虫害防除、落ち葉の処理の問題が沿線の住民を悩ます場合もあります。そこで、行政と地域住民が協力し合うことも必要であります。岐阜市で行われているアダプト制度などはその例でしょう。

私も、先日、市民の方から、街路樹は落ち葉が大変なので、落葉樹ではなく常緑樹がよいとの意見をいただきました。しかし、それではさきに緑化の効用として挙げた、四季の変化を楽しむということではできなくなります。さまざまに相反する御意見はやむを得ないものとして、緑化の推進だけは続けたいと考えます。

そこで、質問ですが、落ち葉の回収のために路面清掃車を活用して、定期的な清掃作業はできないでしょうか。また、落ち葉専用のごみ袋をつくって希望者に無料で配り、落ち葉を集めていただき、市が回収するというのはいかがでしょうか。

以上につきまして、御答弁をお願いいたします。

さて、次に市営住宅についてお尋ねいたします。

先月、11月30日ですが、まちづくり三法の見直しの一環として、大型ショッピングセンターや映画館など、大規模集客施設の出店地域を規制する改正都市計画法が全面施行されました。このまちづくり三法見直しの背景には、2000年に大規模小売店法が廃止

されたことに伴って、大型店舗の郊外出店が進んだことが挙げられます。この結果、旧商店街の客足が減り、治安も悪化して、高齢者にとって生活しにくいまちになるなど深刻な問題となりました。

本市におきましても、同様な現象を呈し、その対応策として駅周辺の整備、中心市街地再開発事業等を推進してまいりました。市街地に建設されたマンションなどには、周辺地域からの高齢者の方々の転居も数多く見られます。これからも中心市街地でのマンション建設の計画があります。高齢者は、歩いて暮らしやすい安心、安全の住環境を求めていることと考えます。防府市後期基本計画では、市営住宅の建設、建て替えについて、防府市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、老朽化した市営住宅の計画的な建て替えや改善を進め、高齢者、障害者及び単身高齢者に対応した部屋を設置するとあります。

ところで、先日、福井県大野市の街なみ環境整備事業の視察へ行ってまいりました。この事業は、住民と市との協働により、城下町の歴史的景観を継承し、空洞化が進む中心市街地の活性化を目指すものです。人口約4万人弱の市であります。興味深い市営住宅事業があります。それは、インフィル型市営住宅建設事業というものです。中堅所得者層の居住の用に供する賃貸住宅の供給を促進するために制定された特定優良住宅の供給の促進に関する法律の規定に基づき、建設及び管理される賃貸住宅、民間資本の活用や市の財産負担の軽減を図ることから、中心市街地の土地所有者が建設する特定優良賃貸住宅を市が一括して借り上げ、市営住宅として賃貸する方式で建設したのが町家住宅です。これは、中心市街地の定住の促進、商業の活性化に寄与し、市街地の空き地の活用にもつながります。

現在、防府市でも老朽化した市営住宅は多くありますが、多額の費用を必要とする市営住宅建設は簡単には実現いたしません。市街地付近の市営住宅は人気があり、競争率も非常に高く、生活に便利な市営住宅に入居することは、とても困難な状況です。しかし、本市に限らず確実に高齢化が進んでおり、エレベーターのない、手すりのない4階、5階、急な坂道、急な階段を利用して我が家にたどりつく、バリアフリーとは遠くかけ離れた老朽市営住宅で暮らす方々のためにも、大野市で行われているこの事業を防府市でも取り組んでみてはいかがでしょうか、執行部の御所見を伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 3番、山根議員の質問の途中でございますが、ここで昼食のため、答弁は午後1時から再開したいと思っております。1時まで休憩とします。

午前11時54分 休憩

午後 1時 開議

副議長（原田 洋介君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議長が所用のため、副議長の私がかわって議事を進行させていただきます。

3番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、緑化推進についての御質問にお答えいたします。

防府市緑の基本計画では、緑を「まもる」「つくる」「活かす」「育てる」を基本理念として、緑地の保全や公園の整備のほか、公共施設や民間施設の緑化を進め、都市における緑の量の増大と質の向上を図ることとしており、これに基づいて諸施策を進めております。

御質問の中心市街地、特に駅周辺の緑化推進につきましては、緑地空間が市街地の質の向上に役立ち、潤いのある景観となることから、緑化を推進していくべきと考えております。したがって、連続立体交差事業に始まり、現在の土地区画整理事業に至る中心市街地の数々の事業の中で、多くの植栽を実施してまいりました。中心となります防府駅南北の広場整備に当たりましては、多くの樹木等の植栽を計画に盛り込み、実施するとともに、現在、実施しております防府駅北区画整理事業におきましても、区画整理区域内の県道部分の改良に合わせて、樹木の植栽を行うこととしております。

中心市街地、駅周辺の樹木についてですが、駅前広場、公園、緑地広場に約210本の高木を植栽しております。また、駅南側の側道とその周辺の街路に約450本、駅北側の側道に約320本、合わせますと約770本の街路樹が植栽されており、道路課の市道に関する樹木現況調査にあります高木の街路樹は約1,570本でございますので、約半数が中心市街地に植栽されているということになります。

さらに、駅北の区画整理事業で、県道の道路改良が計画実施されたところにつきましても、ケヤキ、コブシ、ナンキンハゼを52本植栽しており、数年経過すれば、これらの樹木が成長し、中心市街地における緑のボリュームも相当に確保されるものと考えております。

ここで、1つ、例を申し上げますと、駅南から桑山公園にかけて植えておりますケヤキは、20年経過した現在、幹周り1メートル、樹高9メートルの木に成長しており、中心市街地の緑化に貢献しております。市といたしましては、これらの樹木を大切に育てていきたいと考えております。と同時に、中心市街地において植栽の可能な場所があれば、積極的に植栽していくこととしております。

次に、街路樹植栽の推進についてお答えします。



街路樹や緑道などは、日常的に目に触れる身近な緑であり、地域に潤いのある景観となることから、既存の樹木の維持管理を図りながら、今後さらに充実させることとしております。

街路樹は、公園や自然林などに植栽されている樹木とは異なり、道路の機能を発揮するためのものでありながら、道路という特殊な環境に植栽されていることから、強風、寒風、電線・標識などの空中施設、地下埋設物、小さな植樹スペース等、さまざまな制約のもとで生育しなければなりません。街路樹の美しい姿、緑を将来にわたって維持するためには、その道路幅員や周辺状況、景観の考え方、地域性、樹種の特長、機能性、管理性など、多くの諸条件を整理して、樹木の選定を行い、植栽することが重要となります。

今後の道路整備においても、これらのことを考慮しながら、市街地における大気汚染や騒音の緩和など、生活環境の向上に役立つ緑として、植樹帯の設置や樹木の植栽を行い、緑豊かな道路づくりに心がけたいと思っております。

なお、先ほど述べておりますが、本年度及び平成20年度に実施する駅北の区画整理事業に伴う県道の道路整備では、高木7本と低木やオカメザサを植栽することとしております。

次に、道路沿線の落ち葉の処理を路面清掃車を活用して清掃作業ができないかということについてお答えいたします。

市道の街路樹には、高木を約1,570本、中低木を約6万8,910本植栽しておりますが、いろいろな種別の樹木があり、その落葉時期もさまざまでございます。この落葉時期に合わせて路面清掃車を活用しての清掃でございますが、市が路面清掃車を所有していないことから、市道の落ち葉を定期的に清掃することは難しいと考えております。落ち葉の処理につきましては、地域の皆様方の御協力をいただきながら対応しているのが実情でございますので、御理解いただきたいと思います。

なお、一般家庭において道路敷地内の落ち葉を収集された場合は、防府市指定のごみ袋に入れていただきごみステーションに出されれば、市で収集しております。一方、事業所等が落ち葉を収集された場合は、一般家庭のごみステーションへ出すことができませんので、道路管理者へ連絡していただければ収集することとしております。

次に、落ち葉専用の回収袋をつくり、無料で配布することについてでございますが、現在、本市ではごみの排出には有料の指定ごみ袋を利用いただいておりますことから、御提案の落ち葉専用の回収袋をつくることは考えておりませんが、指定のごみ袋の無料配布については、落ち葉の回収を自発的に行っていただくこと、また道路美化等への貢献を考えると、検討しなければならないと思っております。

今後も皆様方の御協力をいただきながら、快適な環境づくりのために一層努めてまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、土木都市建設部長より答弁いたさせます。

副議長（原田 洋介君） 3番、山根議員。

3番（山根 祐二君） 中心市街地に1,570トンのうちの約半数が中心市街地にあるということで、中心市街地の緑化にはかなり貢献していると、緑化推進が進んでおるといような意見でございました。多くの植栽を現在も実施していると、区画整理区域内にも植栽を行っていくということでありました。防府の玄関とも言える駅周辺におきましては、通常でも非常に交通量は多く、特にさまざまなイベントがあるときには、多くの市民や他市からの訪問者も訪れるわけであります。計画的な緑化を図られているということは理解いたしました。今後、駅周辺にはマンションの建設という計画もあります。それによって、さらなる居住人口の増加ということも考えられるわけであります。国が推進する、歩いて暮らせるまちづくりという中で、人の心に潤い、憩いを与える場所を多くつくっていくということは、これは非常に大切なことだと思います。

先ほど駅北の県道にも植栽されていることの例を引かれておりましたが、樹木の種類の選定というのは、後のこの維持管理に大きく影響してくるわけであります。先ほどの例でちょっとお伺いしたいんですけれども、7本の高木という話がありましたけれども、この今計画にあります7本の高木の種類については、どのようなものを植えると、広葉樹か針葉樹か落葉はどうかと、まちの景観、維持管理の点からもそういうことは慎重に考えていけないわけなんですけれども、この7本の高木の種類をちょっとお答えください。

副議長（原田 洋介君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 駅前の高木7本の種類でございますが、現在、区画整理でD街区、E街区をやっております。その中で駅北地区につきましては植栽計画を持っております。その中で、まず今回のD・E街区の横にはケヤキが6本でございます。それとコブシが1本、計7本でございますが、コブシ1本につきましては、旧山陽桜の前がコブシが1本と、あと他につきましてはケヤキということでございます。

副議長（原田 洋介君） 3番、山根議員。

3番（山根 祐二君） 県道とか市道にかかわらず計画の段階から市がそれに深くかかわっていくということは、それによってまちの景観をすぐれたものにしていくということにつながるのではないかと思います。先ほど答弁の中で、植栽の可能な場所には積極的に植栽していくということでありましたので、この意識を持ってぜひ実行していただきたいと思っております。

緑化推進と並行して維持管理の問題というのが重要になるわけでありまして。路面清掃車は、市が所有していないということでありましたけれども、これは例えば必要な時期にはリースをするという方法もありますし、またシルバー人材センターに依頼している自治体もあるようです。落ち葉専用のごみ袋の無料配布は考えていないけれども、今は、有料の袋の無料化ということを検討していくというお答えでありましたので、ぜひその辺のところも市民の要望を聞きながら検討していただきたいと思います。実際に、先ほど事業者の出したごみは1度は取らないというお話がありましたけれども、道路管理者からその落ち葉の袋を事業者が出しているということの連絡が行きまして、また回収しているようです。

しかしながら、なかなか二度手間になりますと、事業所が自分の店の前の道路の事業所の前の落ち葉を拾って収集していただくということが、ちょっと難しくなるのではないかと思いますので、その辺のところはちょっと今後の課題として考えていく必要があるのではないかと思います。

落ち葉の話がありましたけれども、落ち葉が落ちるからそういう落葉樹は避けてくれというような市民の要望も聞くことがあるわけですが、先日、毎日新聞に記事がありまして、その記事に、「沖縄の子どもに本物の紅葉を」という見出しがありまして、これは八王子にありますFMわっしょいという局の企画でありまして、沖縄県の小学生に紅葉あるいは黄葉した葉っぱを集めて送るということを経営記事で呼びかけております。沖縄というのは、亜熱帯気候のために紅葉、黄葉した、そういう落葉する植物がなくって、美しく色づいた葉を見ることができないそうなんです。それで、きれいな紅葉、黄葉した葉っぱと、それにメッセージを添えて約180の小学校に送る計画、これをFMわっしょいがやっているという記事が載っておりました。今度、ルルサス防府でちょっと呼びかけるらしいんですけども、そういうこともあります。葉っぱというのをいやがる市民もいるわけですが、そういった意味合いでもとらえられるのではないかなというふうに思います。そういう落ち葉というものの処理をきちんと責任持ってやることができれば、そういう落葉する街路樹というものも、市民に広く受け入れられるのではないかなというふうに思います。

地域の方々にその回収についてお願いするというのであれば、やはりそういう体制も整えていかなければならないということでありました。また、道路管理者から連絡が入らないと事業所のごみは回収しないという体制が今あるわけですが、クリーンセンターの柔軟な対応というのも望みたいと思います。

まず、こういった行政の熱心な姿勢というのが最初であれば、これが市民の協力を得ら

れる必要条件ではないかと思えます。その辺のところをしっかりと行政の方でも考えていくべきことではないかと思っております。その点については、しっかりと検討していただきたいと思えます。

次の関連した質問ですけれども、佐波新田線の道路整備、これは市役所から郵便局へ向かう道路ですけれども、これは県の事業としてただいま行っております。市役所の前でもあり、多くの市民が利用する道路でありまして、歩道整備も現在進んでおります。この道路について、電線の地中化というのがされておりますけれども、街路樹の植栽については、それと電線地中化とあわせてどのように進んでいるのでしょうか、ちょっとお願いいたします。

副議長（原田 洋介君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 市役所の前の佐波新田線の植栽についてでございますが、市は県の方に高木を含め緑を極力多くしてほしいということで要望しております。その中で、県からの今、回答を得ておるんですが、現有の本数は確実に残しますという御返事はいただいております。現有の本数を申し上げますと、クスの木が8本、サンゴジュが現在7本あるわけですが、その植栽につきましては、10メートル間隔で植栽するというのを聞いています。それから、電線共同溝が入ることから、その植栽についても少し構造物から離さないといけないということもありますので、そのあたりも考慮しながら工事を行うということでございます。

それから、警察署及び公安委員会の協議の中で、信号機の設置箇所、それとバス停付近にはちょっと協議の中で緑が配置できないということをお聞かされたということもお聞きしております。

それから、御質問にはなかったんですが、関連して御説明申し上げますが、皆さんお待ちなので、工事の進捗についてちょっと触れさせていただきたいと思えます。市役所側の方の工事が発注済みということをお聞きしております。それと警察署側につきましては、また近日中に発注ということで、工事は年明けから始めるということまでお聞きしております。ちょっと関連して申し上げます。

副議長（原田 洋介君） 3番、山根議員。

3番（山根 祐二君） ありがとうございます。県の事業ではありますけれども、今クスが8本、サンゴジュが7本と、現有のは残すということでありましたけれども、決してまだまだ多いとは言えないと思えます。その辺のところも、市から県に対して市の姿勢というのを示していく必要があるのではないかと思います。

例えば、将来この幹線道路、今言いました道路ですけれども、電線地中化とともにイチ

ヨウ並木、ケヤキ並木というのができまして、緑陰がつくられて、多くの市民の目を楽しませるような景観をつくり出すことができれば、本当にこれは素晴らしいことではないかと思えます。イチヨウというのは、落葉の時期には非常に沿道の方々の御苦労もあるというふうに聞いております。これも後の維持管理の問題に通じるとは思うんですけども、街路樹としては非常にイチヨウはすぐれておりまして、排ガスとか粉じん、病虫害、台風に強いと、それから真っすぐ上に伸びるので車の邪魔にならないと、並木がまちの景観を引き立てるといふことがあります。

各都市に行きましても、本当にケヤキ並木、イチヨウ並木というのが、我々の心を潤してくれるというのは、どなたも経験されたことがあるのではないかと思えます。維持管理を充実するということが必要になりますけれども、維持管理を充実しながら県道、市道ともに緑化推進というのを原則として進めていっていただきたいというふうに思えます。

財務部長にお尋ねいたします。先日、建築士の市民グループが大まかな構想ではありますけれども、旧国鉄官舎跡地の活用計画というのを市議会に説明する機会がありました。この計画は、本市の後期基本計画にもあります水路の活用というのも若干取り入れておったんですけども、その緑の散歩道をつくろうというものであります。私は、それを聞きまして、売却できない土地であれば、市の財産でもあるこの土地を塩漬けのまま放置するよりも、1つの選択肢かと感じたところであります。

本年8月28日に、他の2カ所の公有地とともに一般競争入札を行いました。旧国鉄官舎跡地につきましては、入札参加者がありませんでした。今後は、これをどのようにしていくというお考えでしょうか、財務部長にお尋ねいたします。

副議長（原田 洋介君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 旧国鉄官舎跡地のこれからの方針ということですが、さきの9月議会でも行政報告で申し上げましたけれども、条件付一般競争入札で実施いたしましたが不調に終わりました。ここであわせて、それと一般質問でも議員から御質問があったんですが、商工会議所跡地とあわせてどうかという御質問がございましたが、これもあわせて売却について、今、検討しておるところでございます。官の力はここまでやった、今度は民の方の力をいただいて、まちなか居住あるいはまちなか商いと、こういったものをどんどん推進していきたいと、こういう観点に立って進んでおりますので、今、そういった御質問がございましたが、よろしく御理解のほど賜りたいと思えます。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 3番、山根議員。

3番（山根 祐二君） 売却について検討しているということでありました。今後の利

用法について、まちなか商いという例も今、1つ挙げられましたけれども、仮に落札された場合に、民間がどのようにこの土地を活用していくのが望ましいというふうに思われますか、ちょっとその辺の御意見を参考にお聞きしたいと思うのですが。

副議長（原田 洋介君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 今申しましたとおりまちなか居住、まちなか商い、こういったことで、コンパクトシティですか、中心市街地にそういったものが集中して活性化できると、こういったことを望んでおります。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 3番、山根議員。

3番（山根 祐二君） まちなか居住、まちなか商いということでありましたので、マンションあるいは店舗ということだろうと思えますけれども、なかなか今、既にマンションの計画もありますので、マンション業者が買ってくれるというのは非常に難しくなってきたのではないかと、これはまた売却価格に影響してくるとも考えられます。市民には、こういった緑の散歩道という声もあるということを確認していただいた上で、今後のことも検討していただきたいと、これは要望しておきます。この項は終わります。

副議長（原田 洋介君） 続いて、市営住宅について。土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） それでは、市営住宅についてお答えします。

御指摘のように、福井県大野市では、中心市街地の定住人口の増加及び商業の活性化を図るために、民間の土地所有者が建設された特定優良賃貸住宅を借り上げ、市営住宅として管理をしておられます。大野市に管理状況をお尋ねしたところ、現在、2棟24戸の住宅を管理されており、家賃は月額4万9,300円から7万4,000円、管理期間は1棟が25年、もう1棟が30年で、オーナーには1戸当たり月額9万円の家賃保証を行っているとのことでした。

こうした民間資本を活用することは、市が独自で住宅を建設するよりも、一時的には財政負担の軽減が図られることとなります。しかし、特定優良賃貸住宅は、管理期間が20年以上と定められており、管理期間終了時には入居者の住み替え用住宅の確保が必要となってまいります。

現在、本市では、民間資本を活用した住宅施策として、高齢者向け優良賃貸住宅制度、現在は地域優良賃貸住宅制度（高齢者型）と言いますが、この制度の導入を予定しているところであります。

また、中堅所得者層を対象とした住宅につきましても、御提案の借り上げ型住宅制度等を含めまして、今後、費用対効果等の検証、他都市の先進事例を参考にしながら検討して

まいりたいと存じます。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 3番、山根議員。

3番（山根 祐二君） この借り上げ住宅につきましては、平成16年に先輩議員が質問しております。市長の答弁で、借り上げ型市営住宅の導入も視野に入れて検討していきたいというふうに申されております。現在、先ほど答弁にありましたように、大野市に比べて防府市が管理している市営住宅というのは、かなりの数があるわけでありまして。いつも2カ月置きに市営住宅の入居募集というのをやっておるわけでありましてけれども、本年もですから5回、6回と募集しておりますけれども、この募集数、それから入居決定数、それから主なところの倍率というのがわかりましたら、御答弁をお願いいたします。

副議長（原田 洋介君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） それでは、過去1年間の市営住宅の募集状況についてお答えいたします。

現在、市営住宅の空家募集は年6回行っております。それで、まず昨年12月ですが、募集戸数8戸に対し、申し込みは84件で倍率は10.5倍、本年2月は募集12戸に対し、申し込みは195件で倍率は16.3倍、4月には募集25戸に対して、申し込みが111件で倍率は4.4倍、6月は募集15戸に対し、申し込みが149件で9.9倍、8月は募集22戸に対し、申し込み134件で倍率6.1倍、10月は募集11戸に対し、申し込みが174件で倍率は15.8倍となっております。

住宅別に見ますと、亀塚、勝間住宅の応募者が最も多く、この1年間、亀塚は2月と10月に1戸、募集を行っておりますが、倍率は2月が9.2倍、10月が7.1倍と、きのう現在でちょっと募集、1戸したわけですが、これが6.2倍となっております。非常に高い倍率になりました。逆に申し込みが比較的少ない住宅は、坂本住宅、丸山住宅で倍率はいずれも1けたという状況でありました。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 3番、山根議員。

3番（山根 祐二君） この倍率、非常に差があるわけでありましてけれども、亀塚、勝間が9.2倍、7.1倍と、6.0何倍ですか、それに比べて坂本、丸山が1けたの倍率であると、この差ですけれども、部長はこの差について何が一番大きい原因かと思われましてでしょうか。

副議長（原田 洋介君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） やはり中心市街地に近いという利便性と建物が新

しいというところが一番の魅力ではないかと思っております。

副議長（原田 洋介君） 3番、山根議員。

3番（山根 祐二君） 今言われたとおりだと思います。民間住宅にしても同じで、やはり中心市街地に近く生活に便利であると、建物は新しいというのが入居率も高いわけがあります。先ほどの借り上げ住宅につきまして、中心市街地の土地所有者に積極的に呼びかけていって、中心市街地の空地などを利用して建てていただいて借り上げるという方式をもし仮にできるとするならば、やはりその申し込みというのは非常に多くあるのではないかと思います。

しかしながら、先ほど言われましたように、20年借り上げのリスク、20年後の住み替えという問題が出てくるということも確かにおっしゃるとおりであります。それについては、防府市では高齢者向けの住宅あるいは中間所得者向けの住宅について、また別の方法で検討していくというような答弁ではなかったかと思うんですけれども、やはりそういうこともしっかり検討していただいて、特に土地の評価の高い中心市街地の方が、そういう事業が仮にできたら、それに参加していただけるように、積極的に検討していただきたいと思えます。

余り先のことを言ってもあれですけれども、例えば土地評価が高い中心市街地で、固定資産税の減額とかあるいは家賃補助とか、そういう民間の参加を促進するというような、いろいろな施策も考えていただきたいと思えます。民間活力を導入して、中心市街地に市営住宅なりあるいはいろいろこの行政が関与した賃貸住宅、こういったものを建てると、中心市街地の活性化という意味でも好影響が考えられるわけがあります。そういった中心市街地活性化の意味からも、大きな施策になるのではないかと思います。

本市の公営住宅ストック計画というのは、昨年、平成18年に見直されております。さらに、5年ごとにその見直しを行うということとしておりますので、状況を見ながら、適切な施策の実行をお願いしたいというふうに考えます。この借り上げ住宅になるのかあるいはまた違った形になるのか、それは状況を見ながら、またいろいろな見直しも出てくると思えますけれども、しっかり行政がそれに関与して、先ほどの募集状況にもよりますけれども、倍率は依然として高く、求めるけれども、市営住宅に入居できないという方々もたくさんいらっしゃいますので、市の一時的なその経費は、自分で、市が建てるよりもはるかに民間活力を利用した方が、その経費というのは安くなるわけがありますから、そういうことも考えていただいて、ぜひ前向きな検討というのをお願いしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

副議長（原田 洋介君） 以上で、3番、山根議員の質問を終わります。



副議長（原田 洋介君） 次は14番、山本議員。

〔14番 山本 久江君 登壇〕

14番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。通告の順に従いまして、大きく3点、質問をさせていただきます。

まず、最初は生活保護行政についてお尋ねいたします。

生活保護は、憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度でございますけれども、この間、全国的にも生活保護が受けられなかったことによる悲劇が相次ぎました。

昨年1月ころ、北九州市で生活保護を受けられなかった男性が餓死する事件がありまして、厚生労働省は、対応次第では本事例のような結果にならなかった可能性があるとして、北九州市の対応について問題点を指摘いたしました。さらに、7月には秋田市で生活保護の申請を2度却下された男性が、福祉事務所保護課の前で抗議の自殺をし、11月には函館市で保護申請を受理されなかった男性が自殺をいたしました。二度とこうした悲劇が起こらないよう抜本的な対応が求められます。

しかし、昨年3月、厚生労働省が生活保護行政を適正に運営するための手引きを発表、各地の行政窓口で、働き稼げる能力、いわゆる稼働能力を口実にした生活保護の申請拒否や却下などが起こり、国民の生活保護請求権、受給権を侵害する事態が広がっております。こうした中、厚生労働省は9月6日、全国係長会議を開催いたしまして、1、生活保護の申請権の侵害はしないこと、2、辞退届けは本人の意に反して強制しないことなどを全国の自治体に指示いたしております。

質問の第1は、生活保護の申請権は無条件に保障し、申請意思のある人には申請書を渡すこと。また、そのためにも申請書を窓口を設置をしていただきたいと考えますが、いかがでございましょうか、お尋ねいたします。

2つ目に、相談室についてでございます。生活保護申請時には、相談者のプライバシーが守られ、さまざまな悩みや気持ちが安心して話せる場でなければなりません。現在ある相談室は狭く、もう少し相談しやすい場づくりが必要と思いますが、いかがお考えでございましょうかお尋ねいたします。

3つ目に、級地を含む生活扶助基準の引き下げを行わないよう国に要望していただきたいということです。厚生労働省が設置をいたしました生活扶助基準に関する検討会が11月30日、報告書をまとめました。ごらんになった方もあるかと思いますが、この中ではさまざまな問題点がございまして。生活扶助費は御承知のように、これまで国民の消費

水準との比較で決められておりまして、この方式の採用当初は、一般国民の消費水準の大体60%程度と言われておりました。ですから、国民の消費水準が下がれば、それに応じて生活保護基準も下がり、歯どめがないとの問題点が指摘をされておりました。

ところが、今回の報告書は、低所得世帯の消費実態に比較対象を求め、さらにその矛盾が拡大するものとなっております。貧困が広がる中、生活保護基準の引き下げに道を開くその内容に、拙速で、しかも本来、生活扶助より低い生活をしている低所得者層の引き上げこそ求められているのに、これでは本末転倒ではないかとの批判の声が各界から上がっております。

国は、これまで高齢加算や母子加算、多人数世帯の基準額の削減、廃止など、戦後最悪の生活保護基準の引き下げを行いまして、国民の暮らしを深刻なものにしてまいりました。しかも、この基準は御承知のように最低賃金あるいは年金、住民税の課税基準などと連動いたしまして、国民健康保険料や介護保険料、就学援助などの適用基準のもとになっておりまして、影響は国民生活全般にわたります。貧困と格差を一層拡大する級地見直しによる基準引き下げと生活扶助基準の引き下げはしないように、国に働きかけを行っていただきたいと思いますが、いかがお考えでございましょうか、御答弁をお願いいたします。

次に、保育所の民営化についてお尋ねいたします。

市は、市行政改革委員会の2001年11月28日付答申に基づきまして、2009年4月から三田尻保育所と西須賀保育所を2つの社会福祉法人に民間移管し、残り3園につきましては、今後、各関係者と調整しながら協議をしていくという、こういう方針を打ち出しております。しかし、6年前に行革委員会の答申が出されたときも、市民の方々から4万筆を超える民営化反対の署名が寄せられました。そして、またこのたびの2つの保育所の民営化につきましても、市民からいろいろな疑問や批判の声が上がっております。

子どもを取り巻く状況や子育て困難世帯がますます広がっている中で、親の願いは私立の保育所も公立の保育所も大切にされて、少子化対策あるいは子育て支援を強調する国や自治体が、最大の配慮を行ってほしいということでございます。今、全国的にも公立保育所の廃止、民営化をめぐる各地で裁判が行われております。横浜市では、4カ所の公立保育所の廃止、民営化について、住民が民営化取り消しと損害賠償を求めた裁判の判決が昨年5月、横浜地方裁判所で行われました。裁判長は、保護者の保育所選択権と子どもたちが継続して同じ保育所で保育を受ける権利を認め、入所中に廃止する場合には、保護者の同意、合理的な理由、代替措置が必要といたしまして、横浜市が実施した廃止・民営化そのものを違法だとして、原告団1世帯当たり10万円の支払いを命じております。先月15日には、大阪府大東市の公立保育所の廃止・民営化をめぐる裁判で、最高裁は市の上

告を棄却いたしましたして、1世帯33万円の損害賠償を大東市に命じました。民営化そのものの違法性は認めなかったものの、子どもを犠牲にした大東市の民営化を裁判所が明確に断罪をしたわけでございます。

防府市は、公立保育所の民営化につきまして基本的な考え方として次のように説明をいたしております。

すなわち、「県内トップクラスにあると行政改革委員会でも評価されている防府市内の私立の保育園に移管をすることは、サービスを後退させることなく最小の経費で最大の効果を上げることができる。また、財政状況の厳しい中、限りある人的・財的行政資源で効率よく良質のサービスを提供しようとするもの」、こういうふうに発表いたしております。

しかし、保育というのは、児童福祉法第24条に基づいて行政が責任を負う制度でありまして、地域における子育て支援のセンター的役割を担って、これまで県内でもいち早く障害児保育や延長保育、あるいはまた乳児保育や一時預かり保育など、保護者との信頼関係の中で築き上げてきた市民の財産であるこの公立保育所を財政難と効率の名のもとに民営化すべきではありません。

市内の保育所の中で最も歴史があり、行革委員会の中でも模範的施設と評価をされました三田尻保育所をはじめとする5つの公立保育所では、特に経験の蓄積とその専門性を生かせる人材も多く、流行や競争が目玉の保育ではなく、公共性の高い安心できる保育が必要と、一人ひとりの個性を大切に受けとめる保育が進められております。今求められるのは保育ニーズの高度化、多様化の中でコスト論から公立保育所をなくすことではなく、現在ある私立の保育所とともに、市民の保育需要にどう答えていくのか、その積極的な取り組みではございませんでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。第1は、公立保育所の果たす役割について、市はどのように考えているのか、御見解をお伺いいたします。

質問の2点目は、民営化が計画をされておりますこの2つの保育所と受託法人の選定の経緯についてお尋ねいたします。

9月の市議会全員協議会で次のような説明がございました。市は、行革の答申に基づき移管可能な保育所及び土地、建物の移管方法を保育協会に提示をし、保育協会が公立保育所民間移管対策委員会を設置、そして引き受けの法人の選定などについて協議を行い、ことしの3月に保育協会から2つの保育所の移管先の社会福祉法人について報告が行われた、こういう説明が全協でございました。ここで問題なのは、選定基準はどう検討し、どのように示されたのか、民間移管対策委員会でどう議論されたのか、市民には全くわかりません。その経緯と内容についてお答えをお願いしたいと思います。

質問の3点目は、公立保育所の民営化が子どもに与える影響をどのように考えているのか、御見解をお尋ねいたします。

児童福祉法の第24条では、児童の保護者は選択した保育所で保育を受ける権利を有するというふうになっております。今までは入所期間は一律6カ月でございましたけれども、98年4月以降、保育のいわゆる実施期間は小学校就学前となりまして、児童は保護者が選択した保育所で保育を受けることが保護者の権利として保障されております。これは、子どもの発達保障の上で継続した保育が必要だからです。乳幼児期は、人格形成の基礎がつくられる極めて大事な時期でありまして、保育の営みは子どもの成長と発達を保障するものでございます。民営化により保育士が全員入れ替わり、保育の継続性が保障できない、保育士と子どもの関係がつかれないのではといった不安は大変大きいものがございます。運営主体の変更が子どもに与える影響について、どのようにお考えかをお尋ねいたします。

最後に、保護者への説明についてお伺いいたします。

これまで三田尻、西須賀両保育所でそれぞれ2回ずつ説明会が開催をされました。アンケートが実施をされまして、その保護者アンケートに基づく説明が行われております。しかし、結論先にありきの説明の中では、保護者自身が行ったアンケートでも、もう少し保護者の意見、考えを聞いてもらい、納得できる説明をしてほしいなど、疑問がいっぱいございます。回収されたアンケートでは、民間移管賛成、どちらかと言えば賛成と答えた保護者はゼロで、どちらかと言えば反対、反対と答えた保護者が圧倒的でした。市は、今後どのような形で説明会などを開催していくのか、市のお考えをお尋ねいたします。

質問の最後でございますが、妊婦健診の公費負担の充実についてお尋ねいたします。

母子、母と子の命と健康を守るために欠かせない妊婦健診でございますけれども、若い世帯にとって出産までの通常14回程度の健診の費用は大変重い負担となっております。妊婦の健診では、母体と胎児の健康を守るために不可欠な超音波の検査や血液検査などが行われておりますけれども、母体や胎児の異常を早期発見できれば、予防や治療するのも可能です。未受診で出産した場合、死産と生後1週間未満の赤ちゃんの死亡を合わせたいわゆる周産期死亡率は、全国平均の約15倍になったとの報告があるなど、未受診は非常に危険性が高くなることが知られております。

しかし、健診費用は医療機関によっても少し異なりますけれども、1回約5,000円程度、血液検査などを伴うと1万から1万5,000円程度かかるために、経済的に大変重い負担となっております。防府市では、妊娠前期に1回、後期に1回無料となっておりますが、無料回数を増やしてほしい、こういう市民の要望は大変大きいものがございます。

厚生労働省は、ことし1月、「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」、  
こういう通達を各自治体に出しました。そして、その中で経済的な理由等により受診をあ  
きらめる者を生じさせないため、妊婦健診の公費負担については、本来14回程度行われ  
るのが望ましいが、困難な場合は健康な妊娠、出産を迎える上で、少なくとも5回程度の  
公費負担を実施することが原則である、こういうふうに述べております。

さらに、厚生労働省は、8月現在の全国1,827市区町村の公費負担回数の調査を実  
施いたしました。その調査によりますと、公費負担回数の全国平均は2.8回、本年度か  
ら増やした自治体は17.3%、本年度中に増やす予定があるというのが6%、来年度以  
降増やす方向で検討中は59%、未定や増やす予定なしが17.7%という結果が、この  
調査で出ております。防府市は、全国平均2.8回を下回る状況ですけれども、生まれて  
くる大切な命が経済的な理由で危機に陥ることのないように、国の言うように公費負担を  
できれば14回すべてに、財政厳しき折でも、当面5回程度の実施は原則であるというふ  
うに考えますが、市の御見解をお尋ねいたします。

以上、大きく3点にわたりまして質問をさせていただきました。執行部におかれまして  
は、誠意ある御回答、よろしくお願い申し上げます。

副議長（原田 洋介君） 14番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、保育所の民営化についての御質問にお答えいたしま  
す。

まず、それぞれの項目にお答えする前に、保育所の民営化によって生じた効果というも  
のが、あるいは生じてくる効果というものについては、本市の保育行政の充実にしっかり  
充ててまいりたいと、こういう大きな考え方を持っておりますことを答弁の前段に申し上  
げさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の公立保育所の役割についてでございますが、保育所の保育内容についま  
しては、国の保育指針に基づき実施しておりますので、公立・私立とも変わりはないもの  
と考えております。また、保護者の皆様へも御説明いたしておりますように、市には保育  
を実施する義務と責任があることは十分承知しております。公立保育所の役割としては、  
保育サービスの提供に公的責任を果たすことや子育て施策を進める情報源あるいは保護を  
要する子供について、児童相談所など子育てに関する関係機関との連携機能などと言われ  
ておりますが、防府市では既に保健師による訪問相談や母子保健推進員さんによる活動な  
ど、また子ども相談室の設置や要保護児童対策協議会による連携が進んでおり、これらを

含め市全体で子育て支援策の充実を図っております。

次に、2点目の民営化対象の保育所と受託法人の選定についての御質問にお答えいたします。

保育所につきましては、安定した経営のためには一定数の児童が確保される必要があるということが、主な選定理由でございます。また、受託法人につきましては、地域での保育に実績がある市内の保育園がすべて加入されている保育協会と平成14年度に協議の場を持ちましたが、ちょうどそのころ合併協議が始まりましたので、やむなく中断いたしました。平成16年度に協議を再開し、保育協会では平成18年度に公立保育所民間移管対策委員会を設置され、平成19年3月末に受託先の社会福祉法人を選定していただいているところでございます。

次に、3点目の子どもたちへの影響についての御質問でございますが、保護者の不安は保育士等職員が入れ替わることによる児童への影響等であり、こうした不安を払拭するため今回の移管では、1年間かけて合同保育を行うことといたしました。引き継ぎの保育士については、市職員の保育士とともに各クラスへ1名を配置し、移管後、それぞれの保育所で継続して保育を行うことにいたしております。さらに、この間には公立保育所の行事や保育内容を受託法人へ引き継ぎますので、児童への影響は小さくなるものと考えております。

4点目の保護者への説明についての御質問でございますが、平成13年の答申以後、公立全保育所の保護者へ民間移管の予定があることを平成14年度に伝えておりましたが、先ほども申し上げましたとおり、平成15年、16年は合併協議の中でやむなく休止しておりましたので、説明はいたしておりません。その後、候補とした保育所については、平成17年度より入所式や進級式で保護者の皆様へお話しはいたしておりましたが、具体的な説明会は本年9月に行ったところでございます。

第1回目の説明会は、民営化についてということで、民営化の基本的な考え方や民営化の方法等について説明を行うとともに、保護者へのアンケートを実施いたし、それらの内容や結果につきましては、全保護者へ配布いたしております。2回目は、受託法人にも同席をいただき10月に実施いたしました。その内容については、前回の結果を踏まえ保護者の皆様の御要望に対しお答えいたしました。

受託法人からは、現公立保育所の運営を踏襲しながら具体的には保護者と協議を重ね、よりよい保育を目指してまいりたいとの意向が示されております。

なお、今後の開催につきましては、4月から開始いたします合同保育に関する説明会を2月から3月に、また改修工事についての説明会を6月ころに予定しております。

これからも保護者の皆様の御理解を得るため、保護者、受託法人、市による協議を随時行い、民間移管が円滑に行えるよう最大限の努力をいたしてまいりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、健康福祉部長より答弁いたさせます。

副議長（原田 洋介君） 14番、山本議員。

14番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、公立保育所の役割、私立とは違った公立保育所の役割についてでございますけれども、いろいろな点があると思いますが、大きく2つ、私はあると思います。

1つは、公立保育所というのは、やはり市の責任において、子どもが心身ともに健やかに育つ保育のこの水準を維持、向上させるということだろうと思います。公立保育所というのは、この保育内容は市内共通でありまして、ここでどのような保育を進めるかが防府市全体の保育内容に大きな影響を与える、こういう点が指摘されると思います。

また、もう1つは、やはり公立保育所というのは、地域の子育て支援の潤滑的役割を果たしているのではないかと。今、本当に児童虐待等、子どもをめぐる環境というのは大変厳しいものがありますけれども、だからこそ公立保育所が地域の保護者の相談にも応じられるような、また公立保育所はまさに行政の機関の一部分ですから、例えば学校あるいは保健センター、児童相談所、その他の福祉施設と直接連携をとりながら地域の子育ての中核施設としての役割を担うということだろうと思います。公立保育所の民間移管というのは、公立保育所の廃止です。これは、大変な問題があるということ私を改めて指摘をさせていただきます。

ここに厚生省の児童家庭局が、この児童福祉法の解説を行っているんですが、ちょっと読まさせていただきます。「児童福祉施設の廃止または休止する場合は、現に入所している児童の措置につき十分な考慮を払い、いやしくも一時的であれその福祉が害されるようなことがあってはならない。また、その地域に当該児童福祉施設が必要であるにもかかわらず、財政上の理由等で廃止または休止されてはならないのは当然である」、これは、厚生省の児童家庭局の児童福祉法の精神、この解説です。まさに今、防府市がやろうとしていることは、この財政上の理由で公立保育所の民営化を図る、この問題ではないでしょうか。

そこで、質問いたしますけれども、市は、「民営化すれば、サービスを後退させることなく最小の経費で最大の効果を上げることができる」、このように言われております。これは、具体的にどういうことなのかお尋ねをしたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） お答えいたします。

議員も御理解いただいておりますとおり、財政状況が大変厳しい中で、市では行財政改革に取り組みながらこの保育行政を進めております。保育所の保育内容については、保育基準に基づき実施されており、防府市の私立保育園では特別保育等にも取り組まれておりました、同等なサービスが提供されております。

また、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めることは、これは行政の責務でございます。より少ない経費で同じサービスを提供できる方法があれば、その方法を検討すべきであり、その方法が保育ニーズに対して柔軟に対応できる点ですぐれているのであれば、変えていくべきだと考えております。

さらに、公立保育所の運営経費につきましては、平成16年度から一般財源化されておりますが、私立の保育園につきましては、国及び県の特定財源がございます。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 14番、山本議員。

14番（山本 久江君） 保育所の運営費の大体8割から9割が人件費ですから、私立がコストが安くつくということは、保育士の平均年齢の差があるということです。また、勤続年数の差があるということだろうと思います。行革委員会の議論の中で、当時の部長が質問に答えて、公立では保育士の平均勤続年数が大体18年から20年近くになる。また、民間では在職年数がおよそ平均で言えば1けたで、長くとも12年程度であるというふうに述べておられます。これは、私立が国が示す保育所運営費基準かそれに近い水準で運営しなければならない、このためだと思いたしますが、ここで安くつくということは人件費がかからないということです。これが、どういう意味を保育にかかわって持つかという点を考えなくてはならないと思うんです。

保育の専門家が指摘されることは、保育士というのは御承知のように、子どもたちの発達、人間の発達にかかわる専門職だと、だから、さまざまな家庭環境を持つ子どもたちを一人ひとりをよく観察して理解する能力、あるいは一人ひとりの個性を認めて、その子どもに合わせた働きかけをしていくためには、やはり十分な経験と裁量性が必要である。そして、ゼロ歳から1歳、2歳、5歳、6歳まで、各年齢を例えば1年では不十分なので2年ずつ受け持って、障害児保育も経験し、御本人の産休もあるでしょうから、こういう経験をされると、そういったことを考えますと、一人前の保育士になるのに十数年はかかる、こういうふうに言われております。

ベテランの保育士と若い保育士のチームワーク、豊かな人材を持つこの公立保育所をなくすことは大きな問題だというふうに思います。私立の保育士さんも本当に頑張っておら



れますが、しかし、この経験の蓄積、この能力はかえがたいものがあるのではないかということ強調しておきたいと思います。

先日、保護者の方が行われましたアンケートを拝見させていただきました。その中で、障害がある子どもさんがいらっしゃるお母さんが意見を述べておられました。「私立の5つの保育園に断られて、やっと公立保育所に入所できたが、園にもなれたころ民間に変わることにとても不安がある」、こういうふうにアンケートに書いておられます。もし、私立保育所では、最小の経費で最大の効果を上げることができるというなら、最初から私立に入所できていたはずでございます。今の保育制度のもとで、最小の経費で最大の効果は難しいというふうに私は考えます。

そこで、次の質問に入りますけれども、民営化対象の2つの保育所と受託法人の選定の問題でございますけれども、選定基準の作成から始まって全くここには市民がかかわっていない、市民不在ではないでしょうか。受託法人も10名の民間保育園の関係者の中で決まっております。こうしたことは、ほかの市では考えられないことなんです。

例えば民営化を進めております大阪府高石市ではこういうことをやっています。どの保育所を民営化するかのこの選定基準を作成するために、児童福祉の専門家とかあるいは会計事務の専門家とか、公共的団体の代表者とか、保護者代表の参画で、すべて委員会を公開をして選定基準を決めているわけです。

そのほか新居浜市では、民営化に関する基本方針に対する市民の意見募集、いわゆるパブリック・コメントですけれども、これを1カ月間行いまして住民の参画が行われておりますが、なぜ防府市ではこういったことができなかつたのか、市民に直接かかわる非常に大事な保育行政であるにもかかわらず、どういう基準で選ぶか、どこにするか、そういうことが全く市民の参画なしに決められてきた経緯、これは私は大問題だと思うんですけれども、そのあたりなぜ防府市ではできなかつたのか、そこをお尋ねしたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） お答えいたします。

先ほどもお答えいたしておりますけれども、保育所につきましては、安定した経営のためには一定の児童が確保されている必要があります。これが1点目です。また、受託者については、平成12年3月30日の厚生省児童家庭局長通知以前は、保育所を設置できるのは市町村か社会福祉法人に限られておりましたが、この通知により社会福祉法人以外に学校法人、NPO、株式会社なども保育所を設置・運営することができるようになっております。しかし、保育に携わる社会福祉法人以外の運営主体では、保育所運営の実績評価が定まっております。また、保護者、児童の皆様への影響等を最小とするためにも、地

域で保育に長年の実績があり、さらに行革第2部会の中でも高い評価を得ております市内の社会福祉法人が、移管先としてふさわしいというふうに判断したものでございます。

また、他市と防府市で一番異なっておりますのは、この保育協会が公立と私立の保育所全部が加入をしていらっしゃる。そして、保育士の研修等については、常に同じ場で研修を行っていらっしゃる。そのあたりで、ほかと防府市については、民間移管について条件的に整備されている部分があるというふうに判断しております。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 14番、山本議員。

14番（山本 久江君） 時間がありませんので意見を述べさせていただきますけれども、市長は常々、開かれた市政、市政の透明性を図るとよく言われますけれども、この保育所の民営化につきましては、全く市民不在ではないでしょうか。選定委員会が受託法人を決めたのが3月です。議会には、半年後の9月に全員協議会で説明がありました。保護者の中からは、多くの不安の声が上がっております。大変重要な問題であるだけに、やはり関係者、市民とともに十分議論を尽くす必要があると思います。

財政難を理由に民営化が打ち出されたわけですがけれども、その影響額は行革委員会では8,500万円と説明がされました。保護者には2億円と説明がされておりますが、民営化のために保育士を強制退職させるわけではございませんので、防府市の財政全体から見ますと、実質はもっと少ないのではないのでしょうか。やはり保育の内容の問題あるいは保育所選定の経過の問題、財政の影響の問題等々いろいろな問題が今回あると思います。私は、こういう形で進められる民営化、これは中止をすることを求めたいというふうに考えます。

今、どこの自治体も少子化対策とか子育て支援とか、力を入れております。防府市の公立保育所は約2割です。これは、県内でも2番目に少ない。大体全国平均、公立保育所というのは約6割くらいあるんです。防府市では非常に少ない、この少ない保育所が非常に実績がいいわけです。保護者の方からも大変喜ばれている、この保育所をなぜ廃止するのか、このそもそも論から私たちはもっと考えていかなければならないのではないのでしょうか。私は、公立保育所の子育て支援のための公的機能の充実と、そしてさらに私立保育所の保育サービスの拡充のための補助の増額を求めて、この質問を終わりたいと思います。

次に、生活保護をお願いいたします。

副議長（原田 洋介君） 生活保護行政について。健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 生活保護行政につきましてお答え申し上げます。

まず、申請書についての御質問でございますが、9月議会でも答弁いたしましたとおり、

生活保護法では、各人がその持てる能力に応じて最善の努力をすることが先決であり、そのような努力をしても、なおかつ最低生活ができない場合に初めて保護が行われる。これは、生活保護法の第4条でございますが、に規定をされております。実際の面接におきましては、相談に来られた理由をお聞きするとともに、保護を受けるための要件を御説明し、ほかに利用できる手だてはないかを相談者と一緒にケースワーカーが考えております。各種年金あるいは給付金が受給できたり、福祉サービスの利用ができたりと、その相談の過程で問題が解決する方もいらっしゃいます。

一方、お聞きした結果、ほかに生活を維持する方法がない方、解決に時間を要する方で申請の意思のある方については、申請書と申請に必要な書類、これは同意書、収入申告書、資産状況等の申告書などがございますけれども、これをお渡しして、家庭訪問や関係先の調査を開始することといたしております。

このように保護を必要とする方、申請の意思のある方には申請書をお渡ししており、議員さんが御心配なされるような申請の拒否は一切しておりません。また、事前の聞き取りで解決するようなケースも申請書を受け付けますと、相談者の望まない個人情報まで話していただいたり、親族や関係先へも生活保護の申請の事実を知らせてしまうなど、申請者にとっても負担は大きいものがございますので、この点につきましては、御理解いただきたいと存じます。

続きまして、面接室についての御質問でございますが、現在、面接室は2部屋並んで社会福祉課のカウンターの前に設置してございますが、議員さん御指摘のとおり、かなり狭く、相談者の方には御迷惑をおかけしている状態でございます。また、面接室同士の間及び外部とはパーティションで仕切った状態で、外から見られることはありませんが、音に関しましては完全には遮断できていないのが現状でございます。

相談者のプライバシーはもちろん、気軽に御相談いただける環境づくりは福祉の窓口として非常に重要なことであると認識しておりますので、他市の福祉事務所の状況等を参考にしながら、こういった環境が不安を抱えて来庁される方に安心して面接を受けていただけるかを検討してまいりたいと存じます。そのほか面接に当たる職員を複数にするなど、きめ細かな対応に心がけてまいりたいと存じます。

なお、プライバシー保護のための外部との遮断につきましては、2005年に長崎県高島町で面接相談中の職員が、相談者によって殺害されるという事件も記憶に新しいところでございますので、職員の安全との両立が図られるよう慎重に対処していく必要がございますので、この点は申し添えさせていただきます。

最後に、生活保護基準についてのお尋ねでございますが、生活保護基準に基づく保護費、

これは認定額ですが、憲法で保障された生存権の水準を示すものとして極めて重要なものであり、保護を受けている方々のみならず防府市全体の福祉の増進にも大きく影響を与えるものと認識いたしております。つきましては、その決定に当たっては、地域の実情なども考慮した上で適正に実施していただけるよう県を通じて国に要望してまいりたいと存じます。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 14番、山本議員。

14番（山本 久江君） それでは、再質問させていただきます。

防府市の生活保護受給世帯は、11月現在で529世帯、668人というふうに聞いておりますが、今年度の4月から11月まで生活保護の相談に来られた件数、それから保護の申請をされた件数、そして開始をされた件数はそれぞれどのくらいか、まず教えていただきたいと思っております。

副議長（原田 洋介君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） お答えいたします。

4月から11月末ということでよろしゅうございますか。

14番（山本 久江君） はい。

健康福祉部長（山下 陽平君） 生活保護の相談件数が110件ございます。このうち12件は重複いたしております。その中で、実際に生活保護の申請をされた方は39件ございます。生活保護の開始になりましたのは36件あります。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 14番、山本議員。

14番（山本 久江君） 生活保護の相談に来て、これは110件あったそうですが、保護の申請を行っていない 申請された方は39件とお答えいただきました、保護申請を行っていない例について、どのような場合が考えられるのかお尋ねしたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） お答えいたします。

まず、1つは相談者の方が将来が不安なために生活上の相談だけをされる方で、現状では生活保護の基準を収入が上回っているというような方がございます。次に、この中で資産及び稼働能力の活用を検討していただいた結果、方策があって申請に至らなかったという場合がございます。また、扶養義務者等の援助を検討していただいた結果、援助により申請に至らなかったという場合がございます。また、他方、他施策の活用を検討の結果、解決策が見つかり申請に至らなかったという場合がございます。これにつきましては、年

金あるいは介護保険、ほかの福祉医療制度等でございます。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 14番、山本議員。

14番（山本 久江君） ここで大事なことは、生活保護を受けたいという意思を持って相談に来られた方には、申請を受け付けなければならないわけです。これが法の精神だと思います。これは、生活保護法には申請権が明記されておりまして、福祉事務所が申請の段階でこれを拒否したりあるいは却下したりする権限はないわけです。無条件で受け付けて審査をしなければなりません。

壇上でも申し上げた北九州市の例ですけれども、ここでは2005年5月以降だけでも生活保護の申請が受け付けられなかったあるいは保護が廃止になったという、生活保護にかかわる形での市民で、餓死された方が6人出たというわけですけれども、この背景を見てみますと、例えば相談に占める申請率目標を北九州市は持っていたわけです。相談に来られて何割に抑えるか、こういう目標を持つという異常な体制で臨んだわけです。このことは、やはり徹底した水際作戦といいますか、そういう形で言われておりますけれども、国会で大問題になって国民の批判を浴びております。こういうことは絶対にあってはならない。生活保護を受けたいという意思をお持ちの方はまず申請書に書いてもらう、書かなければならないわけです。このことを強調しておきたいと思います。

というのも、以前、私はある相談者の方と保護の申請に参りました。仮にAさんといいたしますが、Aさんは62歳、腰痛が悪化をいたしまして、医者からは手術が必要だと言われております。仕事ももちろんできません。74歳の夫はパーキンソン病で介護が必要、この介護については娘の肩にかかっていたわけです。悩んだ末にやっとの思いで相談窓口に行きますと、まずAさんの年金の申請についての話がありました。そして、もう一つは娘に働くようにと言われてました。今、このような家庭状況の中でなかなか難しい、一生懸命に探しているんだというふうに言いますと、仕事を選ばなければ仕事はある、時間帯もいろいろあるよということで、生活保護はそれからだという指導でございました。

これまで家族で一生懸命に頑張ってきたAさんには、本当に耐えがたい言葉で、同じ窓口カウンターで3人くらい別の申請をしておられた方がございましたんですけども、この状態の中では家庭の事情も話すことはできません。Aさんは、これはもう一家心中だ、こういうふうに言って席を立たれたわけです。この例を見ましても、私は、この方が生活保護を、いろいろ考えた、生活保護の申請を受けたいと来られた。そのときに、市は、では申請書に書いてください、こういうふうに言うのが、生活保護の説明をしてからですね、言うのが筋だろうと思うんです。そして、審査というのは、その申請書を受け取って、そ

れからです。基準があるわけですから、その基準を超えればもちろん生活保護は受けられない場合だってあるんです。それはあります。しかし、まず申請を受け付けなければならないというふうに思います。

稼働能力につきましても、名古屋の地方裁判所が97年8月に判決を出しておりますが、申請者に稼働能力を活用する意思があるかどうか、申請者の具体的な生活環境の中で、実際にその稼働能力を活用できる場があるかどうかにより判断すべきだと、働ける年齢だけだと、こういう判断だけで窓口で追い返していくというのは大変な問題だということを指摘しておきたいというふうに思います。

なかなか時間がありませんが、ところでケースワーカーの方の問題ですが、本当にケースワーカーの方というのは大変な苦労があるというふうに思います。相談者のいろいろな人生と向き合って、それから次々と変わる福祉制度を習得いたしまして、膨大なケース記録、事務処理を行わなければなりません。今、このケースワーカーの1人当たりの担当世帯数というのは、平均どのくらいでしょうか。そして、持っておられるケースが一番多いケースは何ケースくらいでしょうか、そのあたりをお尋ねいたします。

副議長（原田 洋介君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） お答えいたします。

平均担当世帯数は55世帯です。一番多いのと少ないのでは これはちょっと係長がおりますので、係長は16ケース、一番多いのが70件を担当しております。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 14番、山本議員。

14番（山本 久江君） 一番多い方で70ケースですか、最近の保護世帯が増えていること、それから被保護者の抱える問題の多様化、複雑化、訪問業務等、非常に先ほども言いましたように、事務処理の膨大さを考えますと、ケースワーカーの増員が求められると思いますが、そのあたりはいかがでしょうか、どういうふうにお考えでしょうか。

副議長（原田 洋介君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） ケースワーカーの増員ということでございますけれども、これは厚生労働白書では、ケースワーカーの数と保護率、これはパーミルなんですけれども、これは相関関係があるということで厚生労働白書に出ております。これがございましたので、平成19年の初めに査察体制の整備と同時にケースワーカーを増やしております。防府市の場合でしたらケース数からいけば標準では7人なんですけれども、これを今現在9人といたしております。このことによって議員が御指摘ありましたように、丁寧な、相談に応じ、その方にきちとした方策を探していただけないということ、私ども

としては現在の人数が適切ではないかというふうに考えております。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 14番、山本議員。

14番（山本 久江君） 社会福祉法第16条に市の福祉事務所の標準数というのも決められておりますけれども、やはりこの間のケースワーカーの抱えるさまざまな仕事の中身、これは大変なものがあるかというふうに思いますので、増やされたということでございますけれども、ぜひ検討の課題にさせていただきたいということ、これは要望しておきます。

それから相談室の件ですが、ぜひ改善の方をよろしく願います。まず、面接室というふうに書いてありますけれども、これは行政の視点です、市民の目線で行けば相談室、県内の状況を調べてみましたけれども、面接室も確かにありますが、ほとんど相談室というふうになっております。小さいことだというふうにお考えかもしれませんが、こういったところに市の姿勢があらわれているということだろうと思いますので、ぜひその点をよろしく願います。

それから、国への要望ですが、先ごろ日本弁護士連合会もこの問題につきましては、大変な国民への影響があるということで反対の声明を出しております。ぜひ最も身近な市でありますので、市民生活にかかわる非常に大事な問題だということで、要望を、よろしく願います。

以上、次の。

副議長（原田 洋介君） 妊婦健診の公費負担の充実について、健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 妊婦健診の公費負担の充実についてお答えいたします。

本市では、妊婦さんが出産までに自主的、定期的な受診される健診のうち、前期と後期の各1回、また35歳以上の妊婦さんには、後期に超音波健康診査1回を公費負担により、それぞれの医療機関で受診していただいております。

国では、平成19年1月に少子化対策の一環として、妊娠中の健診費用の負担軽減及び積極的な受診を図るために、最低限度必要な妊婦健診の時期及び内容を示して、自治体に5回程度の公費負担を求めております。市といたしましても、出産への不安、ストレス等を抱える妊婦さんには、保健師が訪問や相談を通じて不安の解消に努めておりますが、母体や胎児の健康を保持するとともに、安心・安全な分娩に向けて妊婦健診は大変重要と認識しております。

妊婦健診の公費負担回数の拡大につきましては、妊娠中の経済的負担の軽減とともに受診しやすい環境をととのえることも重要と考えますので、県内他市の動向を注視しながら

前向きに検討してまいりたいと存じます。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 14番、山本議員。

14番（山本 久江君） 部長さんの方から前向きに検討したいという御回答をいただきました。全国では、大変進んだところもありまして、例えば愛知県の豊田市では、今年の10月から無料健診を5回に増やしたそうですが、来年度から14回にすると、合わせて子どもの医療費無料化を中学校卒業まで拡大するそうでございます。

本当に今、子育ての経済的な負担は大変大きいものがございまして。少子化対策と言うのであれば、赤ちゃんを安心して産める体制をまず第1番につくっていくことが必要ではないかというふうに思います。経済的な理由で健診を控えることのないように、ぜひ無料健診の回数を国の言う望ましい14回を目指して、検討していただきたいということを強く要望いたします。

この点では、市長の御決意のほどを最後にお伺いをして、私の質問を終わりにしたいと思っております。

副議長（原田 洋介君） 市長。

市長（松浦 正人君） 議員のおっしゃるとおり、極めて大切な問題であると、このように私も、最近孫も2歳くらいまでに4人もおりますので、その辺の会話も大分できております。身にしみて私も感じている点でもございまして、いろいろな皆様方の御意見にしっかり耳を傾け、実施できるところはどんどん実施していきたいと、このように思っております。

14番（山本 久江君） ありがとうございます。

副議長（原田 洋介君） 以上で、14番、山本議員の質問を終わります。

ここで、14時45分まで休憩いたします。

午後 2時36分 休憩

午後 2時49分 開議

副議長（原田 洋介君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は、8番、重川議員。

〔8番 重川 恭年君 登壇〕

8番（重川 恭年君） 新人クラブの重川恭年でございます。本日、最後の質問となりました。今回は、平成20年度予算に向けた市長並びに執行部の皆様方の考え方、方針、いわゆる基本的姿勢についてお尋ねいたします。



市長におかれましては、昨年5月28日に市民の負託を受けられ、実質的には6月21日からが第3期目のスタートであったと思います。このことは、今回、今進めておられる予算編成作業が、新市長となられて、もう2回目の編成作業であります。就任時の施政方針などでもるる思いを述べておられますが、改めて平成20年度予算編成時に向けて取り組まれておりますこの時に当たり、お尋ねなり要望をいたしたいと存じます。

ここ最近の国並びに地方における行財政事情などの状況変化は、まことに目まぐるしく変動いたしております。このような状況下、市長は去る10月23日に新年度予算の編成方針を出されております。これには、国の動向として、大まかには人口減少化のもとで成長力を強化し、経済成長を持続させることが課題である。このような社会情勢の中、高齢化等に対応した持続可能な経済、そして財政運営が重要であるが、膨大な債務を抱えているので、成長力の強化と財政健全化を両輪とした予算編成が必要であると記述されております。また、地方財政の状況として、地方分権改革や三位一体改革、新型交付税制度への移行などの制度改革のことが述べられており、地方単独事業の3%減をはじめ少子高齢化に伴う社会保障関連負担が増加するので、改革を緩めることなく予算編成作業を行っていく必要があると書かれております。

それで、次に本市の財政状況であります。歳入の根幹をなす市税収入では、景気回復基調ではあるが、法人市民税は不透明、固定資産税は地価の下落が続いていることにより減少傾向であるので、余り期待はできない。普通交付税は大幅な減少と、厳しい傾向が続く。さらには、歳出面では近く新規の大型行政需要も生じてくるので、引き続き厳しい状況が続く、財源不足も見込まれるとされております。

こうした中で、方針では選択と集中による施策の重点化、市民に開かれた健全な財政運営を行い、市民にとって誇りと愛着が感じられ、存在感のある「キラリと光るふるさと防府」を築くと述べられております。

その上で、市民参画の推進、行財政改革の断行のもとで、教育施策、子育てなどによる人づくり、安心安全な市民生活の確保や防災対策による安心づくり、魅力ある資源活用による人口定住や雇用創出につながる活力づくり等を重点分野として、予算の編成、そして執行、評価・検証、次への反映をさせると記述され、市民の目線に立った見直しや取り組みを行うことにより、一層の市民サービスの向上を図るとされた上で、1、財源の確保と歳出の削減に努めること。1、通年予算としての編成であること。1、第三次総合計画との整合性をもとに市民の望んでいるもの、市民サービスの向上等、真に必要なものであること。1、投資的経費、単独事業ではマイナス5%とし、新規事業等は庁内合意を基本とすること。1、懸案事項等は横の連絡調整を行っておくこと。1、行財政改革は、将来に

わたり持続的に健全性が確保されるよう特段の配慮をすること。１、国と地方の一体改革の動向、補助金の動向に注意すること。１、特別会計、外郭団体等も含めた連結決算となることも踏まえた配慮をすることなどの８つの骨太の方針を示されております。

そこで、３期目の市長として、実質的には２回目となる平成２０年度の予算編成方針に示されております具体的内容等を述べていただきたいと思います。といいますのは、編成作業の終了後の結果については、記者発表なりまた施政方針で述べられ、詳細部分は議案として提案されるわけでありますが、今ここでお尋ねいたしたいことは、予算編成作業前に市長がお示しされた方針に対する市民への熱い思い、生の声を具体的にどのような市の姿にしていこうとされているのか、ぜひ御開示いただきたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。ぜひ誠意ある御回答をお願いいたしますと存じます。

副議長（原田 洋介君） ８番、重川議員の質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 平成２０年度予算編成方針の基本的姿勢についての御質問にお答えいたします。

編成方針につきましては、全体の構成として国の予算編成、地方財政の状況、本市財政の状況、並びに本論の予算編成方針ということで、国、地方全体の財政環境等も視野に入れながら、来年度の予算編成に当たっての方針なり方向性を整理させていただいたところでございます。編成方針におきましては、まず国の動向や地方財政の状況を述べておりますが、編成方針の策定時点における財政環境として、国は本年６月に「経済財政改革の基本方針２００７」を定め、平成２３年度には基礎的財政収支、プライマリーバランスでございますが、これを黒字化させるなど、後世代に負担を先送りしないための大胆な財政改革に取り組もうとしておりましたし、地方財政においては、地方分権改革や三位一体改革、新型交付税制度への移行など、地方への権限移譲が拡大傾向にある一方で、それに伴う税源の移譲が必ずしも確保されていないような状況でありまして、地方財政計画の仮試算では、歳入面において地方交付税が４．２％減、歳出面において地方単独事業が３％の減と試算されるなど、平成２０年度予算においては、平成１９年度よりもさらに厳しい予算編成を行わなければならない状況になるものと認識していたところでございます。

また、本市の財政状況につきましては、歳入の根幹をなします市税収入の大きな伸びが期待できない状況の中、今年度、普通交付税が対前年度比１０億円もの大幅な減少を見たところでありますし、本年９月に中期財政見通しをお示ししておりますが、平成２０年度

からの向こう4年間で41億円もの財源不足が見込まれるなど、大変厳しい状況が予測されたところでございます。

安定的な財政運営を今後も継続していくためには、さらなる財源の確保、歳出の削減が不可欠でありますことから、平成20年度予算におきましては、歳入面では、引き続き遊休地の売却に努めるとともに、新たな財源を確保するため、市が所有する資産を有効に活用した広告掲載事業に積極的に取り組み、また徴収率の向上のためのコンビニ収納の拡大、差押物件のインターネット公売による税収の増、受益者負担金の適正化に伴う使用料等の見直しを行うこととしたところでございます。

一方、歳出の削減につきましては、地方財政計画の仮試算で給与関係経費の1.5%削減が示されておりまして、本市においても集中改革プランでお示しいたしておりますように、平成22年度4月時点で、消防、水道を除く職員数を760人にまで削減するという目標の必達のため、平成20年度も引き続き職員数の削減を図っていきたいと考えております。

また、地方財政計画において投資的経費が削減される中、本市では廃棄物処理施設や新体育館の建設事業などにより、投資的経費の大幅な増が見込まれているところでございまして、投資的経費の単独事業においては、選択と集中による施策の重点化が必要だと考えており、要求基準を平成19年度予算のマイナス5%シーリングとしたところでございます。

なお、引き続き内部経費の削減については見直しを進めてまいります。一層の歳出削減の観点から、消耗品費については、対前年度比マイナス10%シーリング、食糧費については原則廃止といたしたところでございます。

また、御承知のとおり、本年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率といった4つの健全化判断比率の公表制度が設けられておりまして、この比率に応じて、財政の早期健全化を図るための計画の策定が義務づけられることになっております。

このため今後は一般会計、特別会計、外郭団体等を含めた市全体の財政健全化に向けた取り組みがより一層重要となってまいりますので、特別会計等においても財政健全化に向けた、これまで以上の努力を求めたところでございます。

このように平成20年度の予算編成は、これまでにない厳しいものになると思われませんが、このような状況の中でも、これからの地方分権時代においては、地域の特色を活かしたまちづくりが求められてまいりますので、これまでの市民ニーズの質を落とすことがあってはなりませんし、新たな行政需要に対しては、決してひるむことなく、積極的に取り

組むことが必要になるものと考えております。

こうしたことから、限られた財源を最大限有効に活用することを念頭に置きまして、市民参画の推進と行財政改革の断行のもと、教育施設や子育て環境の整備などによる「人づくり」、安全安心な市民生活の確保や防災対策などによる「安心づくり」、そして魅力ある資源の活用や人口定住・雇用の創出につながる施策による「活力づくり」を重点分野として、具体的な取り組みを進めてまいることとしたところでございます。

地域間競争が激しくなる中、他市に負けない、市民にとって誇りと愛着が感じられ、存在感のある「キラリと光るふるさと防府」を築くため、県内他市に先駆けて導入しております行政経営品質向上に、今後も積極的に取り組んでまいり、より一層の市民サービスの向上が図られるよう、これからも邁進してまいる所存でございます。

平成20年度の予算編成方針につきましては、以上述べました基本的な考えのもとお示しいたしたものでございますので、議員皆様方の御理解と御協力のほどお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

副議長（原田 洋介君） 8番、重川議員。

8番（重川 恭年君） どうもありがとうございました。それでは、ちょっとお尋ねしたいんですが、編成方針の中に市民参画の推進という言葉が使っております。この市民参画の推進とは、具体的にどのようなことを指しておられるのか。また、今後どのようなことを考えておられるのか。また、していきたいというふうに思っているのか、お尋ねいたしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 予算編成方針の中で、市民参画の推進ということで具体的にどのようなことを考えているのかということの御質問でございますが、市民の声を市に反映させるために、現在も行っておりますが、移動市長室、地区懇談会、それと自治基本条例の制定を視野に入れました市民参画懇話会の開催、そして重要な施策につきましては、パブリック・コメント制度を活用して、市民の皆さんからの御意見をお聞きして市政に反映していくと、こういったことを具体的に考えております。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 8番、重川議員。

8番（重川 恭年君） 今、るる御回答がありました地区懇談会、地区担当員の配置、パブリック・コメント制度と、いろいろあると思うんですが、現在、地区担当員というのが配置されましたよね。これがどのように効果が上がっているのか、今時点でわかりまし

たら、わかる範囲で結構ですが、お答え願います。

副議長（原田 洋介君） 市長。

市長（松浦 正人君） 本年4月1日から地区担当員、これは課長クラスをもって兼務辞令で配置しておるわけでございます。可能な限りその地域に住まいをしている課長、住まいをしていない場合には住まいをしている課長がいない場合には、かつてその出張所で働いた経験のある現在は別の課の課長とか、そういう、少しでもなじみのある人たちをまず2名あて、実は配置いたしました。これは、牟礼のような大きい人数、たくさん的人数がおられるところも、野島のように少ないところも、とりあえず2名あてということにいたしました。そして、私も先般も、といっても三、四カ月前になりますが、一遍、地区担当員全員との協議会を私が持ちたいということで投げかけておるのが実情でございます。今、暮れ六つセミナー、きのうは市長編ということで、約120人くらいの中堅職員との懇談会も持ったわけでございますが、それとはまた別に、地区担当員であるところの職員との懇談会を設けまして、そこでいろいろなケースを、いろいろ話も聞いてみたいと、こんなふうに実は思っておるところでございます。具体的にどうこう、今のこの時点でまだお示しできるような成果や御報告事がないのが実情でございます。ただ、各地区におきます地区懇談会には、必ず何時からのときであろうとも、この兼務辞令をかけております地区担当員であるところの課長は、出席を、皆出席でございます、全員が出席をいたしております。

それから、同時に、いまひとつ、市政なんでも相談課の方には、やはり兼務辞令で各部の部次長を配置しております、この方は相談事を3日以内に御回答するということを旨として活動しておりますが、かなりの実績が上がっているというふうに私なりに感じているところでございます。

足りないところがありましたら、総務部長からお答えいたします。

副議長（原田 洋介君） 8番、重川議員。

8番（重川 恭年君） 今、市長からるる説明がございました。地区懇談会とかあるいは出前講座もそうでしょうし、地区担当員、移動市長室、そういうもろもろのものがあるわけですが、市民参画を進めるためには、市民の協力が必要であると思っております。それには、行政から市民への常日ごろの思いやりとか、あるいはサービスがこれにつながってくると思っております。ぜひ市民の生の声をより多く聞いて、場合によっては市民全員のアンケートとか、そういう、身近で迅速な対応を願いたいと思っております。それでは、この市民参画については終わります。

それから、次に人口定住、雇用の創出につながる活力づくりとは、具体的にどのような

方策を考えていらっしゃるのか、お尋ねいたしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 人口の定住、雇用の創出につながる活力づくりとは、具体的にどのようなことということですが、民有地を視野に入れましたこの民有地の活用、こういったことを念頭に置いた企業誘致の促進、それから中心市街地へのIT産業の誘導とか、UJターンの促進、それから本日、午前中にいろいろ議論がございましたが、地域公共交通会議の開催を視野に入れました生活バス路線の活用方法等、こういったものを考えておるところでございます。

副議長（原田 洋介君） 8番、重川議員。

8番（重川 恭年君） それでは、これは要望になるかと思いますが、人口定住、雇用の創出は、市民に活力を与える源であると思っております。まず、それには働く場の確保が大切であります。先般の一般質問でいたしました工場、事業所等の誘致対策もそうであります。住環境の整備も必要であると思っております。

そこで、これはちょっと提案になるんですけども、一例として、かつて防府市に産業まつりというものが存在していた時期があるわけでございます。現在、これが防府まつりにつながってきているわけですが、この復活も一つの手段ではないかと思っております。今後、現在のニーズに合ったものを検討していくことも必要ではないかと考えております。といいますのも、第三次防府市総合計画後期基本計画の中に5本の柱が立てられております。「街づくり」をはじめとしてあと4本、その中に「ものづくり」という1本の大きい柱が立てられております。この中身をちょっと紹介してみますと、御承知と思いますが、「未来を拓く新たな産業の振興」ということ、それから「競争力の高い工業の振興」ということ、それから「自然を守り育てる農林水産業の振興」というものを「ものづくり」ということでくくって、5本柱の1つにされております。こういうことにつながってくるのではないかというふうに考えておりますので、また、ぜひ新しい視点で考えていただきたいと思いますと思っております。

それから、次に第三次防府市総合計画との整合性、重点化をもとにした市民の望むもの、市民サービスとはどういうことを想定され、どういうふうに意見の集約をされるつもりなのかお尋ねいたしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 第三次総合計画との整合性ということですが、こういったことを想定しておるかということですが、先ほど市長が申し上げましたが、平成20年度予算におきましては、重点分野として「人づくり」、「活力づくり」、「安心づ

くり」の3本柱を挙げておりますけれども、「人づくり」につきましては、教育政策、教育施設整備の拡充、少子高齢化対策などでございますが、「活力づくり」につきましては、魅力ある資源を活用した快適空間の創出やコンパクトなまちづくり、人口定住、雇用の創出につながる施策などでございます。

それと3つ目の「安心づくり」につきましては、防災・防犯への取り組み、特に今年度、防災行政無線のシステムの基本計画をつくっておりますけれども、こういったシステムの導入、それとか自主防災組織の強化、安全・安心な市民生活の確保を想定いたしておるところです。

これらの具体的な事業につきましては、平成20年度予算の当初予算において概要を皆様方にお示しいたしますけれども、その範囲に総合計画の施策体系ごとに事業を掲載して、その整合性について皆さんにぜひお示ししていこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 8番、重川議員。

8番（重川 恭年君） 財務部長から御回答いただきました第三次総合計画の施策ごとに、体系ごとにお示しをするということでございますので、一応了解いたしますが、その第三次総合計画あるいは、今はおっしゃいませんでしたが、歴史美遊感構想、それから各課が出されておりますそれぞれの基本計画などには、すばらしく、夢のあることが書かれておるわけでございます。これが、絵にかいたもちにならないように、少しずつ一步一步実現できるように、今回の予算編成に当たって、また市長査定に当たって努力していただきたいというふうに要望いたしておきます。

それで、最後に要望の形で市民に夢と希望、そして笑顔を持たせる施策、これは長期的なスパンでやらなければいけないと思っております。それから子どもや孫、子子孫孫に続く将来に夢と希望と笑顔が持てる施策が必要と同時に、現在、生きております私ども、子どもから高齢者まで、市民に対するきめ細やかな施策、対応が必要であると思っております。いわゆるその中でも弱者に光を当てる施策が必要ではないかというふうに思っております。

私のところに寄せられる多くの相談事は、本当にささやかなことが多く見受けられるわけです。直ちに解決できるのではないかと思います。そのちょっとした予算がない、あるいはもう前にたくさん課題があって順番が来ないなどで、解決できない事柄も多いわけで、現在、生きている住民の皆様の小さな要望解決に資する予算計上も、ぜひ今までの実績の上に立って要望したいと思っております。

市民に夢と希望、そして笑顔、そして弱者に光を、これには種々あります。身体的弱者、これ等を分類すれば、目の不自由な方、耳の不自由な方、言語に障害のある方、あるいは経済的な弱者、あるいはきょうの質問でも取り上げられた、私みたいに僻地に住んでおりますと、なかなか交通手段もない交通弱者あるいは最近問題になっております医療弱者等々、種々あるわけですが、このような方々に行政面でそれぞれのセクションで光を当ててもらいたいと願うと同時に、大所高所から防府市の将来のまちづくりはいかにあるべきなのか、そのためには今何をなすべきなのかという面からの予算編成に取り組んでいただきたい、こういうことを要望して私の質問を終わります。

ありがとうございました。

副議長（原田 洋介君） 以上で、8番、重川議員の質問を終わります。

副議長（原田 洋介君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（原田 洋介君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 3時24分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年12月11日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 原 田 洋 介

防府市議会 議員 松 村 学

防府市議会 議員 伊 藤 央